

令和4年9月
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和4年9月6日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	報告第 7号	専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）	報 告
第 5	議案第35号	公平委員会委員の選任の同意について	即 決 （一 括）
第 6	議案第36号	教育委員会委員の任命の同意について	
第 7	議案第37号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第 8	議案第38号	大竹市税条例等の一部改正について	生活環境付託 生活環境付託 生活環境付託 （一 括）
第 9	議案第39号	大竹市水道条例の一部改正について	
第10	議案第40号	大竹市下水道条例等の一部改正について	
第11	議案第42号	令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第12	議案第43号	令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	生活環境付託
第13	議案第44号	令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	生活環境付託
第14	議案第47号	令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	生活環境付託
第15	議案第41号	工事請負契約の締結について	総務文教付託
第16	議案第45号	令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）	総務文教付託 （一 括）
第17	議案第46号	令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
第18	令和4年陳情第2号	学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情	総務文教付託
第19	令和4年請願第2号	少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期決定について

○日程第 3 一般質問

○出席議員（16人）

1 番	賀屋幸治	2 番	末広天佑
3 番	藤川和弘	4 番	原田孝徳
5 番	小中真樹雄	6 番	中川智之
7 番	小田上尚典	8 番	北地範久
9 番	西村一啓	10 番	和田芳弘
11 番	網谷芳孝	12 番	児玉朋也
13 番	山崎年一	14 番	日城究章
15 番	細川雅子	16 番	寺岡公章

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副市	長	太田勲男	
教	育	長	小西啓二
総務部	長	佐伯和規	
市民生活部	長	中村一誠	
健康福祉部長兼福祉事務所長		三原尚美	
建設部	長	山本茂広	
建設部地籍調査担当部長		小田健治	
上下水道局	長	古賀正則	
消	防	長	小田明博
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		柿本剛	
企画財政課	長	三井佳和	
産業振興課長併任農業委員会事務局長		前田新吾	
市民税務課	長	岡崎研二	
環境整備課	長	・谷明洋	
地域介護課	長	山田智徳	
福祉課	長	井上剛	
保健医療課	長	松重幸恵	
都市計画課	長	山田浩史	
上下水道業務課	長	三浦暁雄	
上下水道工務課	長	中司和彦	
総務学事課	長	貞盛倫子	
生涯学習課	長	吉村隆宏	
環境整備課副参事兼リサイクルセンター長		笹野英一郎	

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

三 上 健
北 修 治

会期決定について

令和4年9月大竹市議会定例会（第5回）の会期を、次のとおり定める。

令和4年9月6日提出

大竹市議会議長 賀屋 幸治

自 令和4年9月 6日

16日間

至 令和4年9月21日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
9. 6	火	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・陳情上程（付託） ・請願上程（付託） ・散会
7	水	予備日		
8	木	休 会	生活環境委員会	付託案件審査
9	金		総務文教委員会	付託案件審査
10	土			
11	日			
12	月		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
13	火			
14	水			
15	木			
16	金		議会運営委員会	10時～
17	土			
18	日			
19	月			
20	火			
21	水	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・一般議案委員長報告（表決） ・陳情委員長報告（表決） ・請願委員長報告（表決） ・閉会

令和4年9月大竹市議会定例会(第5回)

一般質問通告表

1

12番 児玉朋也 議員

質問方式：一問一答

マイナンバーカードの普及と利便性への取り組みについて

- ①マイナンバーカード取得率と交付税算定の影響について。
- ②取得率向上での費用対効果について。
- ③取得を各団体に協力要請されていますか。
- ④取得の目標値・見込み率は。
- ⑤普及促進と利便性への今後の取り組みはありますか。

2

5番 小中真樹雄 議員

質問方式：一問一答

教職員の働き方改革への独自の「処方箋」を

7月23日号の週刊東洋経済に「あなたの子どもの学校が崩れる」とのショッキングなレポートが掲載されました。「教員不足から公教育が崩壊するという」趣旨の記事です。8月5日の朝日新聞には「教職敬遠？免許の取得最少」との報道もありました。

文科省の調査などによると、全国の小中学校で最低でも2,000人の教員が不足していることが判明しています。

ブラックと呼ばれる教員の勤務実態を改め、教職員志望者を増やすには、実を伴う教職員の「働き方改革」の重要性が叫ばれています。名古屋大学の内田良教授らが公立小中学校教員を対象に昨年行ったアンケートによると、「総時間外勤務」の合計値が過労死ラインとされる月80時間を超えている教員が、小学校で59.8%、中学校では74.4%にも上っていたそうです。

そこでお尋ねします。市教委では、小中学校教員の総時間外労働の平均値を把握していますか。月80時間を超えるケースはどのくらいあるのでしょうか。東洋経済誌のアンケートによると、授業以外のことに時間をとられ、「アリバイづくりのための書類作成が多過ぎる」や「保護者からの理不尽なクレームに心が疲れる」などで負担感を感じるとの声が寄せられています。改善への処方をお持ちですか。

さらに、臨時的任用教員など、非正規教員への依存について伺います。全国の県・政令市調査での非正規率は、広島県は43位の15.9%となっています。本来、同一労働同一賃金のはずですが、非正規教員に担任や部活動指導を求めることはありますか。

産休や育休が心配なく取れるような体制はできていますか。総時間外労働が80時間を超えても、時間外手当は4%打ち切りという中での過酷な労働に思いを致すべきと考えます。市教委としてできること、どうしたら教職員の過重負担を減らせるか「大竹モデル」を示して下さい。

3

6番 中川智之 議員

質問方式：一問一答

ヤングケアラー支援について

政府は2022年度から3年間を集中取組期間とし、2022年度の予算にも関連費用が盛り込まれております。市としてヤングケアラー支援について取り組みを伺います。

带状疱疹のワクチン接種補助

近年、带状疱疹を発症する人が増えており、合併症などで重症化することもあります。しかし、重症化を防ぐワクチンは1回2万円、しかも2回接種しなければなりません。ぜひ、助成を行っていただけないか伺います。

4

8番 北地 範久 議員

質問方式：一問一答

生ごみの減量化への取り組みについて

ごみ収集処理及び減量化への取り組みは、処理量を見ると徐々に進められているところであるが、そのうち、家庭から出る生ごみについて、コンポストを活用することでなお一層の減量化に取り組めないか伺う。

5

7番 小田上 尚典 議員

質問方式：一問一答

大好き大竹応援大使に期待することは何ですか

令和3年にスタートした「大好き大竹応援大使」の目的は、大使の活動を通じて効果的に市の魅力を発信することで、市の認知度、イメージの向上と地域の活性化とあります。普段の大使の方々との情報共有や連携はどのようにされているのでしょうか。そして、今後大使に期待する役割などあれば教えてください。

公共施設のデジタル化は進んでいますか。大前提として何が必要ですか

令和4年6月7日にデジタル田園都市国家構想基本方針が閣議決定されるなど、デジタル化の推進は進んでいます。その中で大前提として重要なのは、Wi-Fiなどを含む通信環境です。その整備の指針となるものは現在ありますか。加えて、アゼリアおおたけにはフリーWi-Fiが設置されていますが、総合市民会館、公民館、図書館などにはありません。

DXって一体何なのか、道筋は見えてきましたか

今年度から企画財政課内の係編成が3係体制から4係体制に変わり、情報政策係と広報広聴係ができました。その中でも情報政策係はDXへの取り組みを行うことが市広報などでお知らせされています。国は令和8年3月までを期限に自治体に取り組むべき施策等を出していますが、進捗状況はいかがでしょうか。DXへの意識など変化はありましたか。

6

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

県用水の扱いについては、県条例を踏まえた運営をし、その運営状況の説明も

県用水について、上下水道事業年報にも監査報告書にも満足な説明はありません。上下水道局の内部記録を見ると、問題なく安定的に運営されているわけでもなく、実際には県と市は種々の協議を行っています。今回の値上げ案が途中で上げ幅縮小となったよ

うに、水道のコストという面では県用水は無視できない要素です。しかも、水道法では水道料金は能率的な経営をすることを前提に決めると、その第14条で定めています。県用水の現在の利用は妥当なのか、県条例と水道法を踏まえてお尋ねします。

7

3番 藤川和弘 議員

質問方式：一問一答

素通りの町から立ち寄る町にするために、三倉岳自然公園について

4団体さんの呼びかけに4歳から80歳までの90名の方が参加し、三倉岳県立自然公園の大規模な清掃活動が行われました。参加した方々に三倉岳県立自然公園について聞き取りを行い、以下の要望が出た。

- ①Wi-Fiが届くようにしてほしい。緊急の連絡がとれない。
 - ②シャワー室や更衣室が欲しい。
 - ③1年中トイレが使えるようにしてほしい。冬季は使えない。
 - ④古く使いにくいキャンプ場の改修。
 - ⑤上側のキャンプ場が魅力的なので使用させて欲しい。
 - ⑥利用時間外にゲートを閉めると、キャンパーは、利便性が悪い。
 - ⑦山頂の看板が小さく寂しいのでインスタ映えする看板にしてほしい。
 - ⑧案内看板の設置、登山道の看板が少ないので分かりにくい。下山の時、間違えて違う場所に出た。
 - ⑨夕陽岳と中岳の間のルートを通れるようにしてほしい。
 - ⑩登山道にトイレが欲しい。以前は4合目と9合目にトイレがあったと聞いている。
- 以上のことについて、市の考えを伺う。

素通りの町から立ち寄る町にするために、晴海臨海公園の水広場について

令和4年4月29日に利用開始した水広場について、市民から御意見をいただいております。今の施設では、1歳、2歳の小さい子供達は喜んでいると思いますが、もう少し大きい子供達にも利用してもらえるようにしていただきたいです。もっと高くミストを出るようにはできないでしょうか。市民からの声では、水で遊べる施設、水広場が欲しいとの声が多く出ておりますが、お考えを伺う。

8

15番 細川雅子 議員

質問方式：一問一答

玖波中学校の今後のあり方について

平成14年に「大竹市小中学校充実のための基本方針」が定められた。この「基本方針」において、「生徒数が減少し、1学年1学級となる玖波中学校について小方中学校に移転する」との明記がされている。

玖波中学校の生徒数は平成14年169人であったが、令和3年には49人と激減している。さらに学校施設は築40年となり、老朽化が一段と進んでいるように見える。

一方、この20年間で学校教育の環境もさま変わりした。学校選択制や小中一貫教育を導入し、教育委員会としては成果に何らかの手応えを感じているのではないかと。社会や教育環境が大きく変化した昨今、20年前に定めた「基本方針」に縛られることなく、大

竹っ子の健やかな成長のために、玖波中学校のあり方を再度検討されてはいかがか。お考えを問う。

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせがございます。

7月臨時会から、登壇して発言することとしておりますので、御承知おきください。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思います。皆様の御協力をお願いいたします

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私共に御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、専決処分の報告についてをはじめ、公平委員会委員の選任の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の一部改正について、工事請負契約の締結について、令和3年度大竹市水道事業会計などの剰余金の処分及び決算の認定について、令和4年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて14案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様方の慎重な御審議をいただきまして、ぜひとも議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、14番、日域究議員、15番、細川雅子議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（賀屋幸治） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためをお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

12番、児玉朋也議員。

[12番 児玉朋也議員 登壇]

○12番（児玉朋也） おはようございます。12番、新和会の児玉です。

くじ運よく、トップバッターを務めさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

2022年7月6日の中国新聞の記事に、「地方兵糧攻め、交付税取得率で差」と見出しがありました。来年度から、マイナンバーカードの取得率に応じて、地方交付税の配分額に差をつける方針を表明し、カード取得率が低い自治体の地方交付税の配分額が少なくなる見通しで、兵糧攻め、脅し、との憤りが広がっている。これに対して総務省は、カード取得率の高い自治体は、デジタル化に伴う経費も多くなるので、交付税で手当てする必要があると説明を行っている、といった内容の新聞記事を見ました。

新聞記事を受けて詳しく内容を検索してみると、デジタル田園都市国家構想基本方針のマイナンバーカードに係る概要で、2023年度からマイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカード交付率を、地方交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討があります。

新聞記事と基本方針から読み取ると、デジタル化によって行政の効率化が図られるが、導入に対する費用はかかるから、地方交付税で補ってあげるから、普及率の高い自治体は頑張っってさらなる普及率向上を目指しましょうということのようです。

菅内閣総理大臣のときに、マイナンバー制度及び国と地方デジタル化基本抜本改善ワーキンググループ内において、2022年度末までに、ほぼ全ての国民がカードを取得することを目指しております。

2022年7月末現状では、全国平均45.9%、広島県単位で46.6%、市・町単位で大竹市は47.7%です。7月末大竹市人口2万6,626人に対して取得者1万2,706人で、47.7%です。ゼロ歳児から高齢者まで取得率の対象となっている中で47.7%の取得率ですから、私が思うのに、まあまあの取得率ではないかと思えます。国が求めている数値到達にははるかに

遠く、これ以上の伸び率向上は難しいのではないのでしょうか。

政府の目標値、2022年度末全国民カード取得と今の実態との大きな隔たりを少なくする手段の1つとして、交付税への反映を打ち出したと認識していますが、このマイナンバーカード取得率が普通交付税算定にどれぐらいの影響が出てくると推定しているか。その算定から、影響次第では対策をする必要があると思いますが、いかがお考えでしょう。

取得率を上げるため、これまで従来より、マイナンバーカードをつくれればマイナポイントが付与される仕組みがあり、多額の資金を投じてきています。取得者に最大2万円分のポイントを付与するマイナポイント第2弾、予算約1兆4,000億円に対して、新規取得者の伸び悩みから、4割強の約6,000億円が余る見込みで、第2弾の期限9月末の延長もあるかもしれないとも言われております。

財務省の審議会では、ポイント付与だけでは限界との指摘もあり、ポイント付与に代わる普及策の考案が求められているようです。国が多額の資金を投じてまでデジタル化を推進していますが、大竹市としてデジタル化することにより、市の財政負担の軽減が図られ、これから先の将来に効果が見込まれるのでしょうか。カード普及について、大竹市の費用対効果についてお聞かせください。

次の質問です。

カード取得については、マイナンバー付番による個人情報情報を国が集中管理しようとしていることへの懸念と、プライバシー流出の危険を指摘している方もおられます。カード取得に対する法的義務はなく、個人の選択に任せるべきものであるからとの考えで、国家公務員や地方公務員等についての勸奨活動を疑問視している団体もあります。あくまでも協力依頼であったりお願いであるとしても、それを受け入れた人には何らかのプレッシャーと捉えると思います。

地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進についてとして、国家公務員、地方公務員等マイナンバーカード一斉取得の協力依頼が2019年から始まっているようですが、直近での把握できる数字で構いませんが、大竹市職員の普及率はどのくらいとなっていますか。会計年度任用職員の普及率も、分かれば教えてください。

この一斉取得の協力依頼について、いつまでにどのぐらいと目標値を掲げているのであれば教えてください。

先月8月に、消防団員にも協力依頼が届いていますが、他にどのような団体に協力依頼を呼びかけていますか。呼びかけに対して反応はいかがでしょう。大竹市民に対してはどうでしょうか。

普及率の目標値、例えばいつまでに何%とか掲げておられるなら、お聞かせください。

取得率向上のために、他では普及促進協議会を設立する動きもあるようですが、今後新たな取り組み予定があればお聞かせください。

これからは、取得後の利便性についてお聞きします。

現在、大竹市では、マイナンバーカードを使って全国のコンビニエンスストア等で、住民票、印鑑証明書、所得課税証明書、戸籍事項証明書等の発行が可能です。

戸籍等の証明以外は6時30分から23時までと、市役所窓口の受付時間外でも発行が可能

であり、これらの証明を必要とする方にとっても利便性のよいものですが、この申請方法がスタートして以来、どのくらいの利用件数がありましたでしょうか。

窓口発行手数料とコンビニエンス発行手数料が同額でしたが、そもそもデジタル化によって、財政負担軽減するとのことですが、発行依頼をする市民への負担軽減は、今のところ期待できません。いずれは発行手数料の減額等を期待できるのでしょうか。

他の市町では、期間を決めてコンビニ発行手数料を通常の窓口交付よりも減額したり、窓口交付でもマイナンバーカード原本提示で、通常よりもカード利用すれば減額するサービスもあるようです。

他に、厚生労働省はマイナ保険証について、今年10月から患者の初診時の窓口負担を軽くすることを決めて、対応システム導入の医療機関について、3割負担の人は現在より15円減となり、従来の保険証を使う場合は負担を引き上げることを決めたりして、国も地方自治体も普及促進に積極的に取り組んでいます。

コンビニで発行に印鑑証明200円分支払ったのですが、そのときにふと思いました。コンビニエンスで発行してもらって、コンビニエンスの機械に払った手数料は、一体どこに行くのでしょうか。一般会計歳入の手数料として計上されるのか、この点について、余談ですがお聞かせください。

他の市町では、書かない窓口、行かない窓口を進めて、転入届や転出届、印鑑証明書など手続の際、マイナンバーカードの情報を読み込んで記入作業を省略し、申請者は確認署名のみで申請書が完成する、書かない窓口の取り組みを行い、子育てに関する手続を自宅のパソコンやスマホで行う、行かない窓口を提供し、介護、防災、選挙にまで行かない窓口の申請を拡大する取り組みを行っているところもあります。別の市では、転出届はオンラインで完結し、転入届での窓口記載事項を大幅に減らす取り組みを考えているところもあるようです。大竹市のこのような書かない窓口、行かない窓口のサービスがあればお聞かせください。

また、今後どのようなマイナンバーカードを利用した利便性向上が図られるのか、お聞かせください。

以上で、壇上の質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） マイナンバーカードにつきましては、現在国を挙げて、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指して普及促進に取り組んでおり、本市におきましても、1人でも多くの市民の皆様にマイナンバーカードを取得していただけるよう、さまざまな取り組みを行っているところでございます。御質問ありがとうございます。

議員の御質問にありましたように、令和4年7月末現在、本市では1万2,706人の方が取得されており、交付率は47.7%で、全国平均を1.8%、県平均を1.1%、それぞれ上回っています。

1点目の、普通交付税の算定への影響についての御質問についてですが、本年6月に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想基本方針において、令和5年度からマイナンバー

カードの交付率を普通交付税の算定に反映させるとの考えが示されていますが、現時点で詳細が明らかにされていないため、影響については不明でございます。

次に、マイナンバーカードの普及に伴う費用対効果についてです。

国が策定した自治体DX推進計画において、行政サービスにデジタル技術などを活用し、住民の利便性の向上や市の業務の効率化を図ることが挙げられており、代表的なものとして、マイナンバーカードを用いた電子申請手続の促進があります。

現状では、電子申請が可能な業務が少ない状況であり、また、申請する側の市民の全てがスマートフォンやパソコンなどの情報機器が使える状況にないなどの課題があります。そのため、当分の間、電子申請と従来の窓口での紙媒体による手続を併用することになるため、職員の事務量が増加し、短期的には費用対効果が少ないと考えています。将来的には、情報機器が使える市民が増え、電子申請が一般的になった場合には、市の業務も効率化が図られ、費用対効果も上がるのではないかと考えています。

次に、マイナンバーカード取得に向けた市職員や団体などへの協力依頼についてです。

市職員のマイナンバーカードの取得状況は、令和4年3月末時点で、常勤の会計年度任用職員を含めた市職員320名のうち213名が取得しており、取得率は66.6%となっています。

市職員のマイナンバーカードの取得率の目標は設定していませんが、本年7月に、会計年度任用職員を含めた全職員に対して、マイナンバーカードの取得促進のための文書を送付し、協力を呼びかけたところでございます。

なお、国や県からの協力依頼を受け、消防団員に対して依頼をしていますが、そのほかの関係団体への個別の協力依頼はしていません。

次に、マイナンバーカードの取得の目標、見込率、普及のための取り組みについてです。

市民のマイナンバーカード取得率の目標は設定していませんが、普及のための取り組みとして、現在、窓口でのマイナンバーカードの申請手続や、マイナポイントの申込手続の支援などを行っており、スマートフォンなどによる申請が難しい方が安心して手続ができるということで、大変好評となっています。

また、今年度から、公民館講座などと連携した出張申請受付、夜間・休日のカード交付窓口の定期的な設置、広報おたけに普及のための記事を毎月掲載するなどの、新たな取り組みも始めています。

次に、マイナンバーカード取得後の利便性についてです。

本市では、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書が取得できるコンビニ交付サービスを、令和4年3月から開始しています。この半年間で686件の発行があり、発行件数は毎月伸びています。

議員御指摘のとおり、マイナンバーカードの普及を目的として、コンビニ交付の手数料を窓口交付より減額している自治体もあります。一方で、コンビニ交付の実施には毎年一定のコストがかかります。本市がコンビニ交付を導入した主な目的は、市民の利便性の向上や、コロナ禍で窓口が密となることを回避するためでございます。そのため、コンビニ交付の手数料にコスト分は上乗せせず、窓口と同額に設定しているところです。

なお、コンビニ交付を利用された方が支払った手数料は、コンビニ事業者から地方公共

団体情報システム機構を通じて、市の一般会計歳入の手数料収入として計上されます。

最後に、書かない窓口、行かない窓口のサービスについてです。

現在、マイナンバーカードを利用した転出・転入手続のワンストップ化の準備を各自治体で進めており、令和5年2月からは、オンラインのマイナポータルで申請受付を開始する予定です。ワンストップ化されれば、転出地と転入地の両方の窓口で行っている手続が、転入地の窓口だけの手続で完了することになります。

こうした書かない窓口、行かない窓口が増え、マイナンバーカードの利便性が高まることでさらなる普及促進につながりますので、先進的な自治体の取り組みなどを参考にしながら、本市に合ったサービスを検討していきたいと考えています。

以上で、児玉議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） ありがとうございます。

ヒアリングがよかったのか、もう全て答えていただきまして、もう満足しておりますが、それとは別に、ヒアリングした後にちょっと聞いてみたいなということがございましたので、そのことを聞いてみたいと思います。

それと、市長、答弁されましたが、大竹市職員320名のうち213名、66.6%とすばらしい普及率であるなど、今つくづく感じました。もう少し尻をたたくというか、私はそういうのはあまり好きじゃないんですけど、100%は無理があるかもしれませんが、頑張りたいと思います。

そもそも、河野デジタル相がテレビでマイナンバーポイント付与は若干邪道なところがあるということ、こないだ言っておられました。私もそう思います。お金をあげるからつくりなさいよ、そうじゃないですよ、マイナンバーポイントって。便利がいいからつくりなさいよということだろうと、そもそも思うんです。その便利のよさをどこまで市民の方に、便利のいいことをお知らせするかが、大竹市職員の活動だと思っております。

それと、先週大手商業施設に行ったときに、廿日市市のゆめタウンなんですけど、ホールですが、広いところでマイナンバーカード申請受付しますというのがありました。今週、ちょっと福岡に行った用事があって、そこも大手商業施設なんですけど、そのロビーというかフロアのところで手続代行しますというところがありました。各所で、そういうマイナンバーカード申請の手続を代行してあげるよというところがありました。

買い物に行っって、気軽に手続をしてもらえれば、それは誰でも気軽にできると思うんですけど、大竹市はそういう気軽に買い物に行っって、気軽に手続してあげますから取得しなさいということは、どこかでしていらっしゃるのでしょうか。

国においては、総務省自治行政局から各都道府県知事殿、各指定都市市長殿ということで、大竹市にも届いと思うんですけど、国においては全国500カ所出張申請受付窓口を設置する申請促進キャンペーンや、民間事業者を活用したカード普及促進事業、カード未取得者に対するQRコード付きの交付申請書の送付、マイナポイント第2弾に係る集中的な周知広報や、全国商業施設での申請サポート等も実施することとしている。各団体においては、上記取り組みとも連携して、地域における申請機会の拡大が図られるよう、

新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、ワクチン接種会場や期日前投票所、商業施設等の出張申請受付や申請サポートの実施、希望する企業や地域の各種団体等を訪問しての申請受付等に積極的に取り組んでいただきたい、とあるんですね。

これは、1、2に要する経費については、マイナンバーカード交付事務費補助金、補助率10分の10を積極的に活用していただきたいというふうに書いてあります。今のようなことがあって、私が言ったところで、大竹市でこれはしているよというものがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（賀屋幸治） 市民税務課長。

○市民税務課長（岡崎研二） 休日に市民の方が多く訪れる商業施設におきまして、申請受付をされているということなんですけれども、そういったことにつきましては、やはり商業施設でやるということは一定の効果があるというふうに考えます。

また、令和4年7月27日から国の委託事業が開始されておりまして、これは携帯ショップでの申請受付が開始されております。本市におきましては、携帯ショップが4店舗ありまして、うち3店舗はゆめタウン大竹内に店舗がございます。この事業で、商業施設、携帯ショップでの申請受付というもので、商業施設での申請受付のほうはカバーできているのではないかなというふうに思っております。

大竹市としましては、現在公共施設での出張申請窓口の実施等を行っております。こうした、大竹市におきましては公共施設での出張申請窓口の実施等をして、取得率の向上というものを目指していきたいというふうに考えております。

また、これまでも窓口でのマイナンバーカード申請支援、マイナポイントの申込支援等をずっと継続して行っているんですけれども、本市では令和4年7月末現在で、マイナンバーカードを申請されている、取得されている方の年齢別でちょっと調べてみましたら、まず一番に、70歳代の方が一番多くて、次に80歳代の方、次に60歳代の方の取得率が非常に高くなっております。これは、地道にこういった窓口で申請支援を行ってきた成果が出ているのではないかと考えております。

また、令和4年度からの取り組みといたしましては、先ほどお伝えした出張申請窓口の実施のほか、カードを申請をしたんですけれども仕事等で平日に来られない方、そういった方のために、時間外と休日窓口の設置というものを月4回程度行っております。そういったことを利用される方も非常に多くおられます。

あと、公民館講座と連携して、そういった講座の中で周知を図ったり、講座の後にその出張窓口、そういったものを設置しまして、申請の受付等をしております。

また、広報おおたけに毎月マイナンバーカードに関するテーマの記事を掲載いたしております。これはいろんなテーマを出しながら、Q&Aを取り混ぜながら、マイナンバーカードに関する利便性、あと、不安な方の不安を解消、そういったものの周知を毎月行って、これはもう3月まで行う予定にしております。

あと、今後の普及促進なんですけれども、この9月議会に補正予算のほうを提出させていただいているんですけれども、マイナポイント申込等支援事業委託料というのをちょっと提出させていただいております。これは窓口におきまして、カードの申請とマイナポイ

ントと一緒に、支援を必要とされている方のためにマイナポイントの申込支援もしているんですけども、やはりそちらのほうの説明等にかなりの時間を費やしているということになっておりますので、この時間を、マイナポイント申込支援を業者に委託することで、職員による公共施設での出張申請窓口の設置の機会を増やしていくということを考えております。こうしたことで、取得率向上に向けて今後もやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） いろいろやられているということで、動いてはおるんでしょうけれども、例えば公民館、広報、いろいろ言われました。でも公民館は行く人、広報も見る人しか見られないんですよ。もう見に行かなくてはいけない、やりに行かなくては、聞きに行かなくてはならないというところの、取得率を上げるために努力はしておられるんでしょうけど、商業施設等でやりますと、見える化されておるんです。歩きよったところにあるんです。ああ、やっちゃろうかということで、そういう気軽なところにももう少し目を向けてやっていただくと、もう少しパーセントが上がってくるんじゃないかなと。やる気でやってなくても、行ったときにやってしまったという人も目指して、少し目指していかれたら、もう少し上がるんじゃないかと思います。

それと、取得者の分析がさっきあったんですけど、70代、80代、60代とありました。年代別は分かるんですけど、地域別、ここの地域は多いよね、ここの地域は少ないよねというのが分かれば、やはりその地域に行って講習を開けば、いろいろ説明を受けることができと思うんですけど、地域別分析はしておられるんでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、ちょっとマイクの機器が不都合のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

10時36分 休憩

10時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を続行します。

一般質問の途中ですが、児玉議員の3回目の質疑からお願いします。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） ありがとうございます。いろいろ大竹市としても手法を取られているということで、よくやっておるなど、今思いました。

しかし、今言われたことは、公民館に来られた人、広報を見た人。行く人、見る人という感じでした。町なかを歩いていてそこで手続していますよ、見える化をしようと、そこに行ったら、ああ、こんなことしよるんだからやろうと。もうやる気がなくてもできる、やってしまったという人をちょっと増やしていったら、もう少しカードの取得率も増えるんじゃないかと、そういうふうに思いました。

それで、分析をしておられるということで、70代、80代、60代ですね。高齢者の方が多

いということで、地域別分析を行っておられないでしょうか。例えば今のこの地区の方が全然少ないよということになれば、集会所等に行ってそういう説明をしたりして、取得率を上げるという方法ができると思うんですけど、地域別分析をしているか、お願いします。

○議長（賀屋幸治） 市民税務課長。

○市民税務課長（岡崎研二） すみません、先ほどの商業施設の申請受付なんですけれども、大竹ゆめタウン等につきましては、国の事業と重複するということで、今回は市は公共施設のほうを中心にやろうということでございます。

それと地域別の分析なんですけれども、現在ちょっと年齢別の分析のほうしかできておりません。地域別で抽出できるかどうかも含めて、検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） ありがとうございます。

あまり年代別、地域別、全部分かってしまうと、本当に個人情報皆漏れじゃないかということで、かえってマイナンバー取得率が下がってしまうということもある、まあ、ないんでしょうけど、皆漏れですよ、地域別とか分かったら。

でも、地域別が分かれば、高齢者のいる地域が全然取得率悪いよね、ここの今の若い人がおるところの、仮に若い人がおるとことで、年齢が低い小方ヶ丘としますか。20代、平均年齢が低い方がやっぱり取得率悪いねと言われれば、そこへ行って出前講座を開けば必ず上がると思うので、そのことも少し考えて、マイナンバーの普及に取り組んでいただければと思います。

国がほぼ全ての国民にカードを取得するように言っている限り、国は必ずやると思います。いろんな方法を取って、例えば免許証を付与するにもマイナンバーがないと付与できんとか、年金手帳もマイナンバーがないと手帳も上げられんとか、子育てのことだって、母子手帳があるじゃないですか。あんなもんにもマイナンバーがなければあげませんよとか、何かいろいろな方策を取ってマイナンバーを取得させたらという方法を取ってくると思いますので、そのときに大竹市は、もう普及率すごくあるから、そこまで焦らんでええよというような市にしておいていただけたら、市民の皆さんが助かります。

最後になるんですけど、100%というのはやっぱり無理があると思うんですよ。取得率を上げる方法、人から言われてやるもんじゃないと思うんです。大竹市に、マイナンバーカードを持つとっただけで便利がええよと言われて取得するもんですから、そのようになるような大竹市にしていきたい、そう願います。願って終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 答弁はいいですか。

○12番（児玉朋也） はい。

○議長（賀屋幸治） 続きまして、5番、小中真樹雄議員。

〔5番 小中真樹雄議員 登壇〕

○5番(小中真樹雄) 質問前に、私、最近つくづく思います。最近の子供たち、学校の先生、本当に大変だなと思います。ゆとり教育の反動で、やれ英語やれ、やれパソコンやれ、やれアクティブラーニングがどうのこうの、そんな何かすごくいろんなことを、次から次に、あれやれ、これやれと文科省は言ってきますが、ただ、それをちゃんとフォローアップできているかどうか。特に今質問に関連する大きな障害として、小泉内閣の三位一体の改革で、義務教育費国庫負担割合を2分の1から3分の1にするという、私に言わせれば全くの暴挙を、よく知らない間にやられてしまっている。

なおかつ、これは昔からなのかもしれませんが、教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法ですね。残業代というか時間外手当、もう4%固定と決まっているって、これも結構ひどいなと。この2つっていうのは、現状何か改正するための非常に障害というか、これは国に何とかしていただかないと、ちょっとこれからの日本は、特に公教育は大変なことになるのではないかと、個人的には思います。

地方自治体が単独でできることっていうのは限られていると思いますが、少しでも子供たちのためにというか、先生たちのためにといいますか、できるだけいい方向を共に目指していけたらと思い、質問をさせていただきます。

教職員の働き方改革への独自の「処方箋」をと銘打っておりますが、7月23日号の週刊東洋経済に、あなたの子どもの学校が崩れる、公立学校から上がる悲鳴、教員不足が招く連鎖崩壊という、ショッキングなレポートが掲載されました。8月5日の朝日新聞には、教職敬遠、免許の取得最小、20万件割れ、中・高で大幅減との報道もありました。

文科省の調査などによると、全国の小中学校で、最低でも2,000人の教員が不足しているということが判明しています。もう今やブラックと呼ばれる教員の勤務実態を改め、教職員志望者を増やすには、実を伴う教職員の働き方改革の重要性が叫ばれています。

名古屋大学の内田良教授が公立小中学校教員を対象に昨年行ったアンケートによると、総時間外勤務の合計値が過労死ラインとされる月80時間を超えている教員が、小学校で59.8%、中学校では74.4%にも上っていたそうです。

そこでお尋ねします。市教委では、小中学校教員の総時間外労働の平均値を把握していますか。月80時間を超えるケースはどのくらいあるのでしょうか。

東洋経済のアンケートによると、授業以外のことに時間を取られ、「アリバイづくりのための書類作成が多過ぎる」や「保護者からの理不尽なクレームに心が疲れる」などで負担感を感じるとの声などが寄せられています。改善への処方をお持ちですか。

さらに、臨時的任用教員など、非正規教員への依存について伺います。全国の県・政令市調査での非正規率を調べた調査によると、広島県は43位の15.9%となっています。本来、同一労働同一賃金のはずですが、担任や部活動指導を臨時的任用教員などにも求めているということはありますか。さらに、産休や育休が心配なく取れるような体制はできていますか。

この東洋経済によりますと、やっぱり自分が産休などを取ることによって、他の教員に負担がかかるのではないかという気兼ねというのをすごく感じるというような声が、結構あるそうであります。総時間外労働が、先ほども申しましたように80時間を超えても、時

間外手当は4%打切りという過酷な労働に、思いを致すべきだと考えます。

私がこういう質問をあえてするのは、特に児童・生徒の保護者の方にも、教員の皆さんの過酷な労働実態というのを的確に把握して、理解していただきたいと。あまり無茶なことを言わないでくださいねという思いも込めてのものであります。市教委として、教職員の過重労働を減らすためにどういうことができるか、どうしたら過重負担を減らせるという、大竹市なりのモデルを示していただければ幸いです。

これで壇上での質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩をいたします。なお、再開は11時5分といたします。よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

10時52分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、小中議員への執行部の答弁からお願いいたします。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員への御質問にお答えをいたします。

まず、小中学校教員の総時間外労働の平均値及び月80時間を超えるケースについてでございます。

大竹市教育委員会では、教員1人1人に出勤及び退勤時刻をパソコンに記録させ、勤務時間外在校時間を管理するとともに、毎月の報告により各校の勤務状況を把握するようにしております。

それによると、今年度4月から7月までの総時間外労働の平均値は52時間6分で、勤務時間外在校時間が月80時間を超える教員は、全体の18.7%。そのうち小学校教員は1%、中学校教員は17.7%でした。時期によって違いはございますが、勤務時間外在校時間の多くなりがちな教員については、まずは、校長が個別に面談などを実施し、多くなる理由などを把握するとともに、教員の思いに寄り添いながら、働き方について指導、助言をしております。また、教育委員会でも提出書類の削減や簡略化などに取り組んでいるところでございます。

次に、非正規教員に担任や部活動指導を求めることはあるかについてでございます。

非正規職員には、主に臨時的任用職員と非常勤講師があります。臨時的任用職員は、原則本務者の代員としての役割を担うため、担任や部活動顧問をすることがございます。一方、非常勤講師は時間講師なので、担任や部活動顧問をすることはございません。

次に、産休や育休が心配なく取れるような体制ができているかについてでございます。

産休や育休については、休暇期間が終了した場合に、産休・育休取得者が職場復帰すること、休暇の取得期間が個人の事情により変わることから、臨時的任用職員を充てる必要がございます。産休・育休の代員が必要となった場合には、大竹市教育委員会が臨時的任

用職員を探しますが、そうしたときのために、退職した教職員や臨時採用経験のある教職員などに関するリストを作成したり、県教育委員会や近隣の教育委員会と情報交換をしたりして、常に情報収集を行っております。

また、市町支援加配という加配教員を県に要望し、今年度は本市に3名の加配が措置をされております。この加配の役割は、市内の学校で、産休などで臨時的任用職員が必要であるにもかかわらず、どうしても代員を見つけることができない場合に、当該学校へ赴任し、教育体制を整えるというものでございます。

最後に、教職員の過重負担を減らすための取り組みについてでございます。

大竹市教育委員会では、令和元年6月28日に、学校における働き方改革取組方針を策定しております。この方針では、取り組みの柱として、学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備、部活動指導に係る教員の負担軽減、学校における組織マネジメントの確立、教職員の働き方に対する意識の醸成の4つを挙げ、取り組みを進めているところです。

具体的には、県のスクール・サポート・スタッフの活用、部活動の休養日の設定、PDCAサイクルに基づく業務改善、業務削減、定時退校日の推進などが挙げられます。

今後も学校・教員が本来担うべき業務に専念し、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図るとともに、教員一人一人が健康で、生き生きとやりがいを持って勤務できる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○5番（小中真樹雄） よく分かりました。

それでも平均値の52時間6分で月80時間を超えるのが、小中学校で18.7%っていうのはやっぱり多いんじゃないかなと、私は個人的には思います。いろいろな雑務が多いっていう、あくまでも授業と子供に向き合う時間、それを重視して、それ以外のことをできるだけ減らしていくという何らかのマニュアルというか、そういうものをつくれないうのかなと、私は個人的には思います。

実際、過酷な労働で精神疾患に伴う休職者数っていうのが、90年から20年間で5倍に増えたというデータなんかもあります。やっぱりそういう事態を引き起こさないためにも、労働時間を減らしていくというのは非常に大切なことだと思います。

校長がその80時間を超える人たちとかに何か言うということではなくて、もう80時間というある程度、一定の時間を超えたら、これはもうしてはいけないんだというようなルールみたいなものがないのかなと思うんですが、そういうのは無理なんですかね。だから校長が言うんじゃないくて、もう市の中で全体的に、もうこれ以上はやめましょうみたいなことができれば、その教員の方も、これはもう決まりなんだからというふうになっていくと思うんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

やっぱりもうちょっと強制力をもって減らしていかないと、ああこれはってやっていく人もいますけど、もう個人の、さっきの休職のほうの話もありましたけど、個人の善意に頼って、こういう状態を続けていくっていうのは、私はよくないのではないかと思います。

ますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） おっしゃるとおりでございます。毎月、先ほどの勤務時間外の時間が上がってくるというふうに、私もそれを見るたびに、どうにかならないのかなというふうに考えております。

ただ、今できる限りの中での対応はしているんですが、先ほど議員のほうからもございましたように、その辺りの強制力、これはなかなか、法的等においても難しい面があるかと思いますが、どうにか教職員の時間外の削減について考えてまいりたいなというふうには思っております。

私も含め、教師というのはやはり子供の健やかな成長であるとか幸せのためなら労苦を惜しまず仕事をやるという、そういうことを私も経験をしてまいりました。ただ、これからの時代、やはりなかなかそうはいかないので、しっかり今回の御意見を受け止め、考えてまいりたいなというふうに思っております。

大竹市の教育目標は、「笑顔・元気」かがやく大竹っ子の育成でございます。当然子供だけでなく、私どもも含め、教職員も笑顔で元気で仕事ができること、これがすなわち、先ほどの子供たちへの教育目標の到達というふうになるというふうにも考えております。今後、しっかりと考えてまいりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○5番（小中真樹雄） 分かりました。ただ、長時間労働によってその人が倒れたりして、また新たな人を探さないといけないような事態が招来しないように、また、一番大事なのは、子供に向き合う時間をできるだけ確保するということ。それと、さらに学校ではそれだけかもしれないですけど、人によったらその仕事を家にまで持ち帰っているような人もいるかも分からないので、だからそういう人たちへのケアといいますか、それを十分にやっていたきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、6番、中川智之議員。

〔6番 中川智之議員 登壇〕

○6番（中川智之） 6番、公明党の中川智之です。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、ヤングケアラーの支援についてと、带状疱疹のワクチン接種の助成についてを質問させていただきます。

最初に、ヤングケアラーについてですけれども、耳慣れない言葉と思いますが、ヤングケアラーとは、家族の介護や世話などを日常的に行っている18歳未満の子供を言います。ヤングケアラーについて、政府は昨年4月に中学生と高校生、今年4月には小学生を対象に、いずれも初めて実施した実態調査の結果を発表しました。

全国の公立中学校に通う2年生、全日制高校の2年生を対象にインターネットで行われ、中学生から5,558人、高校生から7,407人の回答があり、世話をする家族がいると答えた割合は、中学2年生が5.7%で約17人に1人、高校生は4.1%で、24人に1人でした。世話を

する家族がいると答えた生徒のうち、頻度がほぼ毎日と答えたのは、中学2年生で45.1%、高校2年生は47.6%に上り、1日に費やす時間が7時間以上との回答が、それぞれ1割ありました。

今年1月には、小学6年生を対象に郵送などで調査を実施、9,759人の回答をまとめ、4月に発表。それによると、15人に1人に相当する6.5%が、世話をする家族がいると回答があり、世話をする家族がいる児童は、いない児童よりも欠席や遅刻、早退をする割合が高く、学業や健康への影響が懸念されるとありました。

政府はこの実態調査と前後して、2022年度から3年間を支援の強化に乗り出し、集中取組期間と定め、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、積極的な広報活動を行い、自治体に対しても支援を行うとあります。

そこで伺います。本市として、ヤングケアラーの支援について、現在どのように考えておられるのか。また、今後の計画、対策をお聞かせください。

次に、带状疱疹ワクチンの接種の助成について伺います。

带状疱疹は、子供のときに感染する水ぼうそうと同じウイルスで起こる感染症で、体の左右どちらかに、神経に沿って傷みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まって帯状に症状が表れ、通常は皮膚症状に先行して痛みが生じ、その後、皮膚症状が表れるとぴりぴりと刺すような痛みとなり、夜も眠れないような激しい痛みとなる場合があります。

気をつけなければならないのは、带状疱疹の合併症の1つであるハント症候群で、顔面神経麻痺、目まい、難聴などを生じたりします。日本人の90%以上が、带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏しており、加齢、疲労、ストレスや免疫力の低下などが発症の原因となることがあり、50代以降に発症しやすく、80代までに3人に1人がかかると言われていています。

この带状疱疹を予防する方法として、ワクチン接種があります。ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、接種費用は生ワクチンが1回8,000円前後で1回で済むのに対し、不活化ワクチンは1回2万円余りで、2回接種しなければなりません。

この接種費用を助成している自治体があります。その中でも名古屋市は、接種費用の半額相当を助成しています。本市においても、带状疱疹に苦しむ人を減らすためにも、医療費の削減のためにも、ぜひ接種費用の助成を検討していただくようお願い申し上げます。

以上、ヤングケアラーの支援についてと、带状疱疹ワクチン接種の助成について、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大人が担うような責任を引き受け、家族の世話を子供が行うヤングケアラーの問題や、市民の健康面を心配されての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、中川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、ヤングケアラー支援についてでございます。

ヤングケアラーの法律、法令上の定義はございませんが、一般的に、本来、大人が担う

と想定される家事や、家族の世話などを日常的に行う児童を指します。

児童は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が出ることもあると言われており、その背景には、少子化や長寿化、核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化などがあると考えられます。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題でもあり、本人や家族に自覚がないといった理由から、なかなか表面化しにくいと言われており、適切な支援につなげるためには、ヤングケアラーが疑われる児童の実態把握が重要であると考えます。

こうしたことから、児童が心身共に健やかに育つためには、関係機関、団体などがしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につながる取り組みが求められます。現在のところ、ヤングケアラーの早期発見・把握のための調査などは予定していませんが、大竹市家庭児童相談室、大竹市虐待等防止ネットワーク、要保護児童対策地域協議会など、関係部署や関係機関などとの連携により、ヤングケアラーの情報を共有できる体制は整っています。

また、福祉事務所に設置している大竹市家庭児童相談室には、2名の家庭相談員を配置しています。ヤングケアラー対応のための専門職ではありませんが、家庭における児童養育の技術に関する相談などの業務の中で、養育の状況を把握し、ヤングケアラーの早期発見に努めています。

もし発見された場合は、家庭児童相談室が中心となり、関係部署や関係機関と連携し、支援策を検討することになります。

今後は、支援体制の構築・強化のための国の事業であるヤングケアラー支援体制強化事業や、ヤングケアラーの早期発見・把握のための福祉・介護・医療・教育の分野横断的な取り組み、児童委員など地域と連携した取り組み、関係機関職員研修など、一歩踏み込んだ取り組みについても研究していきたいと考えています。

次に、2点目の、帯状疱疹のワクチン接種の費用助成についてです。

現在、国内で認可された帯状疱疹ワクチンは、2種類ございます。弱毒化ウイルスの生ワクチンで1回接種のものと、遺伝子組換え法の不活化ワクチンで2回接種のもので、どちらの場合も注射で投与し、帯状疱疹ウイルスに対する特異的な免疫力を高める効果があるとされていますが、どちらのワクチンも発症を完全に防ぐものではなく、ある程度の予防効果や重症化を防ぐ効果があるものと認識しています。

また、不活化ワクチンを2回接種した場合、4万円を超える自己負担となり、接種希望者の経済的負担は決して少なくないと理解しています。

しかしながら、帯状疱疹ワクチンは現在、予防接種法に基づく定期接種ではなく、任意接種に位置づけられており、ワクチン接種で健康被害が生じた場合、予防接種法による国の予防接種健康被害救済制度は適用されません。そのため、本市では、帯状疱疹ワクチンを含む全ての任意接種について、費用助成は行っていません。

なお、帯状疱疹ワクチンは平成30年度から、国の厚生科学審議会の予防接種ワクチン分科会において、定期接種に向けた審議がなされているところでございます。この審議会では、帯状疱疹の疾病率や死亡率の評価、ワクチンに期待される効果や効果の期間、導入に

最適な年齢、2種類のワクチンの比較、安全性や費用対効果について検証が進められています。今後も国の動向を注視し、定期接種に位置づけられた際には、早期に接種できるような体制を整えていきたいと考えています。

以上で、中川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 中川議員。

○6番（中川智之） ありがとうございます。

ヤングケアラーですけれども、私たちが小さい頃は、兄弟の面倒を見るとか親の面倒を見るのは当たり前のように思ってたんですけど、今はしっかり子供の権利を守ると。今年、子ども基本法が成立し、来年には、こども家庭庁が創設されます。子供が子供としての権利をしっかりしなければならない、自覚しなければならないという大人の立場から、そういうふうに行われるんじゃないかと思っております。

やっぱりその、先ほど市長の答弁にありましたけれども、ヤングケアラーはなかなか見つけにくい。本人から相談に来ることも、あまりないと思います。いろんな関連機関で対応していくとお答えがありましたけれども、やはり専門分野を置くべきではないかと思えます。

いわゆる、例えば親御さんか、お年寄りの方が家族にいらっしゃって見守りをしなければならない、そこへ介護のケアの方が来られて、中学生とかが、私が見ていると言っていた場合、この中学生を介護者とみなして、もうそこから介護サービスを受けることができないといったこともあると言っておりますので、やはりその辺を、そこだけに任せるのではなくて、やはり何らかの横の形、横の連携とかを取り合いながらも、ヤングケアラーの専門分野を設けるべきではないかと思えますが、その辺いかがでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（賀屋幸治） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） ヤングケアラーに限ったものではないんですけども、いろいろ問題を抱える方というのは時代とともに変わってきて、社会が変わりますから、それに合わせて問題を抱える方というのは常に出てまいります。そのたびに、ちょっと申し訳ないんですけど専門部署を設けるといのは、市の単位で言いますとちょっと難しいというのが現状です。

市長の答弁にもありましたとおり、今ある組織を使ってそれぞれが目を光らせて、見つけるということを意識をしながら取り組んでいく、見つけたときには関係の部署が集まって支援をしていく、そういう体制でやっていきたいと考えております。

○議長（賀屋幸治） 中川議員。

○6番（中川智之） 分かりました。

現在、大竹市は、3校、小学校、中学校ありますけれども、全校生徒合わせると大体1,741人という、ちょっと計算をしてみたんですけど、それに高校生がちょっと何人いるか分からないんですけど、市外に通っているとかありますので、それを合わせると大体2,200人ぐらいになるんじゃないかと、18歳以下の小・中・高生ですね。

それで先ほどのデータにもありました5%で当てはめると、120人ぐらいヤングケアラ

一の方がいらっしゃると。それが、勝手な数字の計算ですけれども、そこら辺をやっぱりしっかりと面倒というか、手を尽くしていかなければならないと思いますが、例えばその教育の現場とか、教育の現場だけにしましょうか、そういう方がいらっしゃるなど感じた方があるかどうか、ちょっとお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 教育現場において、ヤングケアラーに関わって、まずは文科省のほうからヤングケアラーの把握やその対応について何かしらの通知があるかということ、まだその段階にはなくて、学校でこういった把握をなさいますとか、こういったところに注意をなさいますというような通知のほうは、現在ではないというところです。教職員についても、これから研修が必要であるというようなことが、文科省と厚生労働省の協議の中で示されたというようなことです。

学校においては、ヤングケアラーに特化してということではなくて、やはり子供たちの状況を常に教員は気を配って、特に担任が見ておりますので、変わった状況がありましたら、管理職、それから場合によっては、先ほどのお話にありましたが、福祉課とか教育委員会とか、そういった関係機関、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携をしながら取り組みを進めているという状況になっています。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 中川議員。

○6番（中川智之） ありがとうございます。これからということなんですね。

国のほうが先に先行して、やりなさい、やりなさいという感じになってるんじゃないかと思うんですけど、一応国がまとめた支援策というのが4つあります。

御存じだと思うんですが、1つが早期発見、2つ目が相談支援、3つ目に家事・育児支援、4つ目に介護サービスの提供と、それぞれいろいろあるんですけど、この中で早期発見、それで今みたいな、学校で休みがち、忘れ物が多い、宿題ができない等の兆候がある児童生徒がおられると。そういった児童生徒に対して、この子の背景に介護の家族がいらっしゃるのかどうか、そこら辺まで踏み込んでいって、ではその介護の、どういうふうにかこの子は関わっていらっしゃるのかと、そういうところまで突っ込んでいかなければ、ヤングケアラー支援というのはいかならないと思うんですよ。だからそういったことにしっかりとこれから取り組んでいただいて、誰一人取り残すことのないようにしていただきたいと思うのです。

未来ある子供たちですので、大竹市に住んでよかったなど、子供さんも親御さんも喜んでいただけるような、そういう対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、带状疱疹なんですけれども、私の知り合いに、非常に苦しんで、10年ぐらい前に発症して、今も神経痛で痛んでいるというふうな方がいらっしゃいます。なかなか、病気になったら、あのときやっておけばよかったなど、幾らお金を積んでもやっとならばよかったなど思うんですけど、健康なときはそうは思わないで、予防接種ですから、別に打たなくても発症はないだろうということがあられるかもしれません。

でも、3人に1人は80代までにかかると言われていています。ひょっとしたら新型コロナよりもかかる率が高いんじゃないかなと思ったりしますけれども、それほど発症する率の高い病気ですので、どうか前向きに検討していただいて、助成、半額でなくても4,000円まででいいですよという助成ができればと思いますので、その点について、何かちょっとあればお願いします。

○議長（賀屋幸治） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 先ほど市長のほうも答弁いたしました。非常に高額な自己負担がかかっているのは承知しております。

今、新しい不活化ワクチンのほうも、全国的にどの程度の方が打たれているのか分かりませんが、その効果のほうも徐々に検証されていくものと思われまますので、そういった辺りを確認した上で、本当にどれぐらいの方に有効なのか、その費用対効果はどうかというところは、今後見ていきながら、検討のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 中川議員。

○6番（中川智之） ありがとうございます。分かりました。

ぜひ前向きに検討していただくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 続いて、8番、北地範久議員。

〔8番 北地範久議員 登壇〕

○8番（北地範久） 創造と安心・安全のまちづくりを目指す、チーム創安の北地でございます。今日はよろしく願いいたします。

このたびは、生ごみの減量化への取り組みについての質問をお願いいたします。質問といたしましても、提案としての質問になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大竹市のごみ収集処理及び減量化への取り組みの歴史については、昭和42年度のダストボックス方式の混合収集方式によりごみの収集処理が始まりましたが、資源の有効活用の観点などから、昭和62年12月から分別収集を開始し、平成7年12月からはごみの減量化を推進するため、ダストボックス方式からステーション方式となりました。その後、平成15年1月からは、ごみ固化燃料方式、いわゆるRDF方式が始まりました。その後、平成31年4月より、可燃ごみの処理を廿日市市との広域による焼却処理方式に変更し、併せてプラスチックごみの処理を市内の事業所への委託による固化燃料方式、いわゆるRPF方式へと変更されました。

この間、分別収集については4種類から12種類に広がり、資源の有効活用への努力もされていることは、皆様御承知のとおりだと思います。このようなごみ処理方式の変遷の中で、ごみの減量化も促進されたことは言うまでもありません。

平成25年度から令和3年度までの経緯で比較してみれば、総量では9,136トンから7,851トンで、1,285トンの減となっています。そのうち可燃ごみでは、5,915トンから6,043トンとなり、128トンの増となっていますが、これは数量的には増えているのですが、プラ

スチックごみを見ると1,032トンから429トンと、603トンの減となっております。これは、汚れたプラスチックごみは、燃やすごみに入れることとなったことで、実質可燃ごみもプラスチックごみも、量的にはそれぞれ減となっていると思います。

これらのことを見れば、ごみの減量化については、皆さんの努力により、随分と促進されていることが言えると思います。

また、経費の面においても、RDF方式から廿日市市との広域による焼却処理方式になったことにより、過去のRDF運転経費の平均と比較すれば、令和2年度の決算ベースで年間約8,500万円程度の減額となったと聞きましたが、経費の面では大変大きかったと思います。市民の皆さんの協力の下、分別・減量化と併せ、経費面においても進展は見られていると思っているところです。このことは、職員の努力はもとより、市民の皆さんの協力が推進の大きな原動力となっていることは、言うまでもありません。

ごみ収集処理や減量化の現状につきましては、このようになっているところでございますが、これから本題に入るわけですが、今日の質問は、ごみの中にも、大きく分ければ可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみなどいろいろあるわけですが、今回はその中でも、家庭から出る生ごみに特化して、コンポストを利用した減量化について質問させていただきます。

コンポストとは、堆肥、それや堆肥を作る容器などのことを指し、家庭から出る野菜くずなどの生ごみや落ち葉、汚水などの有機物を微生物の働きによって発酵・分解し、堆肥を作る仕組みのことを言います。その中でも、生ごみを発酵・分解してできた堆肥のことを、生ごみ堆肥と言うそうです。

有機物を発酵させ、堆肥を作り出すこの仕組みは、今から400年前の江戸時代には既に生活の一部であったとも言われており、植物を栽培するのに古くから利用され、昔からの知恵でありながら、その技術は近代に確立した比較的新しい手法だそうです。

この生ごみ処理のリサイクルに使うコンポストにはいろいろな種類がありまして、現在、大竹市で取り組み、扱っているのは、清掃事業の概要によりますと、まず、生ごみ処理バケツ。これはいわゆるEMぼかしで、専用のバケツ型の処理容器を使用するものです。それからコンポスト、これは生ごみを堆肥化するために、畑などの屋外に容器を設置するもので、大きい緑のバケツをひっくり返したようなものをよく見かけるものです。それから段ボールコンポスト、これは生ごみを堆肥化するための通気性のよい段ボールと、もみ殻くん炭等の内容物を組み合わせたものです。一般的にはよく家庭で利用されているようなものです。それと電動生ごみ処理機、これは温風などで生ごみを乾燥させて減量化する、電気式の処理機を言います。このように、4種類の処理方法について、生ごみ処理容器の購入者に対して補助金を交付しているところです。

このように、処理方法にはいろいろあるわけですが、今年の初め頃、コンポスト使っでの生ごみ処理のテレビ番組がありました。この番組は、広島県の三次市や安芸高田市などの県北を中心に、中身の基材から容器まで、県内の廃止・放置される予定だったものを活用し、事業化したという紹介番組でした。コンポストといえば段ボールコンポストを想像していましたが、この番組ではビニールバッグを利用したコンポストということで、少し

イメージが変わりました。

実は、我が家ではごみ出しの担当を私がしておりまして、特に月曜日と木曜日の燃えるごみの日のごみ袋が大変重たくて、どうにかならないかと思っていました。このごみ袋が重たいのは、中の生ごみが水分を多量に含んでいることで、生ごみの80%は水分と言われているのですが、このことが原因と思っています。日頃の悩み解消のため、番組を見てバッグを購入し、コンポストに挑戦することにしました。生ごみを排除したごみ袋の重さは、感覚ではございますが、半分以下のような感じとなりました。そして、これを全世帯で取り組めば、相当な経費の削減につながることも思ったところです。

では、大竹市において家庭から排出される可燃ごみ、いわゆるごみステーションにオレンジ色の文字で書かれた袋になりますが、家庭系収集可燃ごみで出されるごみのうち、生ごみの量がどのくらいあるのか調査してみると、家庭系収集可燃ごみの量としては数字がありますが、生ごみということでの排出量の数字はないので、大竹市一般廃棄物処理基本計画にあります、平成29年度に実施した家庭から排出される燃やすごみの組成分析によりますと、生ごみの量としては調理くずが27.51%、手つかず食品が6.88%、食べ残し4.68%となっており、全体の39.07%が生ごみと思われます。

令和2年度の家庭系収集可燃ごみ全体で4,003トンとなっており、先ほどの39.07%を掛けますと、生ごみは約1,564トンということになります。また、これを経費の面で計算すると、処理費全体では約1億6,000万円ですが、令和2年度の可燃ごみ広域処理単価が、トン当たり1万9,235円と聞いておりますので、生ごみだけでも先ほどの約1,564トンでは3,008万3,540円となり、生ごみがなくなれば、単純計算ではございますが、約3,000万円の経費節減となります。家庭で80%の水分を切るだけでも、約2,400万円の削減効果が出てくるということです。

理想論で言えば、全世帯でコンポストを活用して処理していただければと思うところではございますが、到底無理な話で、現在でも既にコンポストを活用されている世帯もありますが、これから少しでも活用を広げていけば、削減効果は出てきます。市民の皆さんにコンポストを少しでも活用していただけるようにとの思いが、今日の質問でございます。

活用するにしましても、コンポストにもメリット・デメリットがあります。コンポストは個人だけでなく、広く地球環境や持続可能な食の循環にもメリットがありますが、メリットとしてはまず、生ごみが減ることです。御飯や魚、野菜などの食品ごみをコンポストに入れて処理できるために、生ごみの量を減らすことができます。また、生ごみを捨てる回数やごみ袋の購入も少なく済みます。それから、二酸化炭素の排出を削減できることです。

先ほども言いましたが、生ごみの約80%は水分と言われております。焼却するにはより多くの燃料が必要になるほか、二酸化炭素の排出量も増えます。コンポストを利用して生ごみの量を減らせば、二酸化炭素の排出を抑えることが期待できます。

それから、堆肥をプランターや庭・畑に利用できることです。コンポストで作られた堆肥は、栄養がたっぷり含まれています。そのために植物の栄養分を補うのに役立つだけでなく、さらに土壌を改善する効果もあります。また、食糧サイクルができることです。コ

ンポストで作った堆肥を菜園で使用し、収穫した野菜を食べる。そこで出た野菜くずをコンポストに入れる。このような食の循環にも取り組みます。

こういったメリットの反面、デメリットとしては、堆肥になるまで手間や時間がかかることです。堆肥を作るには、コンポストの容器や装置、設置場所などにより、数時間から4カ月程度かかります。また、その間も、毎日、あるいは週に1回程度かき混ぜる必要もあります。それから、微生物が分解できない材料は使用できないことです。コンポストは微生物が材料を分解することで堆肥ができます。コンポストに微生物が分解できない材料を入れても、堆肥はできません。経験上ではございますが、桃の種、鳥や魚の骨や貝殻、栗・トモロコシ・タケノコの皮などがありました。

また、虫や悪臭が発生する場合があります。土の量に対して生ごみや水分が多くなると、虫や悪臭が発生する可能性があります。生ごみの入れ過ぎや水分量に注意して管理することが大切です。

このように、コンポストの活用に当たっては、メリット・デメリットがございます。コンポストを使うと、毎日のことなので手間がかかり、面倒なことではありますが、毎日生ごみを入れても微生物がしっかり処理をしてくれて、不思議なことに、量が増えることはありません。また、CO<sub>2</sub>の削減にもつながる大きな利点があります。

生ごみが肥料となり、畑などにまかれ、いい野菜ができる。今盛んに言われているSDGsそのものとも思います。自分や家族にはもちろん、地球環境全体にまで影響を及ぼしているのです。身近な自分の暮らしが、環境活動への大きな一歩にもなります。

このように、環境のリサイクルができるとともに経費の削減ができれば、大竹市にとっても地球にとっても、大きなメリットになります。これを行うには、職員の皆さんの努力はもとより、市民の皆さんの理解と努力は必須で、欠かせないものではございます。このようなコンポストを活用した生ごみの減量化について、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、登壇しての質問を終わります。答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時ちょうどいたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時55分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（網谷芳孝） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長は所用のため、副議長において議事を運営していきます。よろしく願いいたします。

それでは、8番、北地議員への答弁を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 持続可能な社会の実現には、地球環境を守っていく取り組みが重要なこととございます。その第一歩として、市民に身近なごみの減量化やリサイクルの取り組み

みについて御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、北地議員の御質問にお答えをいたします。

現在、本市で収集された生ごみは、燃やすごみとして一度大竹市可燃ごみ中継施設に搬入して保管した後、廿日市市の可燃ごみ広域処理施設、はつかいちエネルギークリーンセンターで焼却処理しています。

議員が提案されているコンポストは、生ごみを堆肥化して再利用し、廃棄物として出さないようにすること。また、乾燥させることで、容積及び重量を削減することを目的に活用されています。

その効果は、身近なところでは、ごみの水分が減ることで雑菌の発生が抑えられ、ごみステーションにおける悪臭の発生を抑制できること。カラスなどがごみステーションの生ごみを漁り、ごみを散乱させることを抑制できることがございます。また、ごみを運搬する車両が使用する燃料を減らせること、焼却施設での処理が早くなることから、二酸化炭素の排出量を減らせることなどの効果もあると考えられます。さらに、ごみの重量を減らすことにより、処理費も相対的に減らすことができます。

そこで、コンポストの活用促進についてでございますが、国が持続可能な社会の実現に向けて、循環型社会、低炭素社会及び自然共生社会の構築に取り組む中、その取り組みに資するものと考えます。本市においても、生ごみ処理容器購入補助金交付要綱を定め、コンポストなどへの補助金を交付することで促進を図っているところでございますが、近年は補助金申請が少ないのが現状です。

議員が御指摘のとおり、生ごみの約80%が水分と言われていることから、市としては改めてコンポストの活用促進に向け、補助制度の周知を行ってまいります。また、市民の皆様がコンポストを使用されない場合であっても、御家庭でなるべく食べ残しを出さないよう努めていただくとともに、ごみを出す前には水切りなどして、できるだけ水分を含まないごみ出しに御協力いただくようお願いし、今後ごみの運搬及び焼却処理の効率化、ごみの処理費用の削減が図れるよう努めてまいります。

以上で、北地議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。

○8番（北地範久） どうもありがとうございました。市長におかれましては、以前から取り組まれている事業なので、十分認識はされており、質問には賛同いただいたと理解しておりますので、よろしく願いいたします。

問題は、答弁の中にもありましたように、最近補助金申請が少ないということで、いかに市民の皆様がこの意識といいますか、それをコンポストに向けてもらうかというのが、今後の課題となってくるのではなかろうかと思っているところでございます。

そういうことの中で、公衆衛生推進協議会、いわゆる公衛協ですけれども、環境面でも大変活発に活動はされているところでございまして、コンポストについても扱われておりまして、この協議会でコンポストを購入すれば、市の補助金を差し引いた金額で購入できるようでございます。

この公衛協の関係でございますけれども、どのぐらいの利用があるのか把握されている

のでしょうか。また、取り組みの現状とか市民への周知はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 環境整備課長。

○環境整備課長（・谷明洋） 公衛協の取り組みでございますけれども、こちらのほうの幹旋しているコンポストと生ごみ処理等バケツの売却の実績についてなんですけれども、ここ数年は横ばいか、もしくは減少しているという状況であります。一応令和3年度で見ますと、コンポストが6件で、処理バケツが8件となっております。

この理由として公衛協のほうでも考えているのが、コンポストは、先ほど議員のほうからもありましたけど、生ごみを堆肥にして菜園などで活用することを主に目的にされているものでございますけれども、近年は高齢化とか、それから後継者不足によって、農地や家庭菜園などが減少していることが1つになるのかなというふうに、ちょっと思われます。また、お話にもありましたように、臭い等の発生を懸念して、若い方がちょっと手を出しにくいという、そういうこともあるのかなというふうに思われます。

コンポストの助成制度等の周知活動についてなんですけれども、一応、毎年各戸に配布しておりますごみカレンダーのほかに、不定期ではありますけれども、市広報とか公衛協だよりに掲載をするようにしております。今後もコンポストを使用する際の不安などにも対応できるように、もう少し効果的なPR活動ができないかなというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。

○8番（北地範久） ありがとうございます。

実績としては一桁の数字なので、大変少ないということでございますけれども、処理バケツなんかは年々、これ1年で終わるわけじゃないので、積み上げていけば結構な数字にはなってくると思います。コンポストにしてもそうだと思いますけれども、利用している方々は結構いるんだろうとは思いますが。

こういう方々にぜひ利用の促進をしていただければと思うところですが、いろいろな、ほかにも周知の努力もされているようですけれども、活用というところまでは、まだなかなか難しいように感じました。今後も、今回を啓発のチャンスと捉えて取り組みを続けていただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

市内にはコンポストに取り組んでいる民間団体がございますけれども、先輩議員の紹介で、私も機材をその団体から購入しているところがございますけれども、こういった民間の団体の活動を、市としてはどのように把握されているのでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 環境整備課長。

○環境整備課長（・谷明洋） 一応公衛協のほうでは、市内のNPO法人が1団体活動されているということは承知しているところなんですけれども、具体的にその業務をする上で、連携はしているというところはありませんで、現在の取り扱い商品もちょっと異なっておるようで、すぐに連携できるというふうには、考えてはいないようなんですが、情報交換など、そういった今後可能なことがあれば検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。

○8番（北地範久） 連携もあまり取れてないようではございますけれども、コンポストを普及することにおいては、民間との連携というのも必要になってくるのではないかとは思いますが、とりあえずは情報交換をするというような方法で検討してみたいという答弁でございましたけれども、そのグループも結構高齢化、この前ちょっと買いに行ったときに見たんですけれども、結構高齢化しております、その辺、何か手助けを公のほうでできれば一番いいんですけれども、もしそういうのがあれば、またよろしく願いいたします。

水分を除去することは非常に重要なことと思っておりますけれども、ヒアリングの中で、中継施設において除去した水分が処理できていないというようなことも、ちょっとお伺いしました。ぜひこの辺は、水分を処理できればかなりの経費節減になると思うんですけれども、ぜひ下水道部局と調整しながら、その辺検討していただければと思います。これはお願いしておきます。

今回は、コンポストの活用による生ごみの減量化ということで質問をいたしました。現在、先輩議員のアドバイスを受けながらコンポストを活用しているところでございますが、先ほど休憩時間にも、私も使っているんだよというお話もいただきました。以前、使ってみたくてという同僚議員もいまして、早速購入していただきまして、今情報交換をしながら楽しんでいるといいますか、コンポストを楽しんでいるところでございます。これからは仲間が増えればというふうに思っているところでございます。

ごみの減量化、経費の削減ということにおいては、生ごみを含む燃やすごみを対象に、排出量の削減、資源ごみへの分別移行に取り組むことにより、資源化量の最大化、最終処分場の最小化を推進することが重要と、基本計画にもうたわれております。これからはしっかりこのことを推進する施策を講じていただきますようお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（網谷芳孝） 続きまして、7番、小田上尚典議員。

〔7番 小田上尚典議員 登壇〕

○7番（小田上尚典） 7番、清誠クラブの小田上です。本日も一緒に考えていければと思います。一般質問をさせていただきます。

通告のとおり、大好き大竹応援大使、公共施設のデジタル化の取り組みについて、そして、DXの方向性の3点について伺います。

まずは、大好き大竹応援大使についてです。

令和3年にスタートした、この大好き大竹応援大使。目的は大使の活動を通じて効果的に市の魅力を発信すること、市の認知度、イメージの向上と地域の活性化とあります。第1期大竹市まちづくり基本計画でも、この制度を活用した市外へのPRに取り組むとされています。

この制度は、以前から多くの自治体が入り入れており、耳なじみのある大使といえば観光大使です。今年6月に東洋経済新報社が発表した2022年度版住みよさランキングに、広島県内で唯一全国トップ50にランクインした本市の特徴や強みを鑑みて、あえてこの大好

き大竹応援大使という名称にされているんだろうと思います。広報大使とも言えるこの制度で、大使の方にはしっかりと御活躍いただき、他市にはない多方面からのPRを行い、目的を達成してほしいと思っています。

現状4名の応援大使が登録されていますが、現在の活動状況をどのように把握されているのでしょうか。加えて、ふだんの大使の方々の情報共有や連携はどのようにされているのでしょうか。密な連携があつてこそ、それぞれの大使の活動に応じた広報、PRを行えるのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、公共施設のデジタル化です。これはDX、デジタルトランスフォーメーションに至る前の話です。先ほど先輩議員も触れられましたデジタル田園都市国家構想基本方針が令和4年6月7日に閣議決定されるなど、デジタル化の推進は進んでいます。この計画において、デジタル基盤が整備された都市のみを対象とするものではない。むしろ過疎化・高齢化の課題先進地である地方においてこそ、デジタル技術を活用し、社会課題の解決を図っていく必要があるとしています。

この地方の社会課題解決の要素として、地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくるという4つの分野分けをされています。

デジタル技術を活用する、この取り組みの中で大前提として重要なのは、Wi-Fiを含むインターネット通信環境です。総務省はこれまで複数年にわたり、公共施設のWi-Fi環境整備について補助を行ってきましたが、今後の方針では、ローカル5G、Beyond 5Gなど新技術の促進、新規規格Wi-Fiの解禁など、既にこれまでのWi-Fiやネット環境ありきで、次のステップに移っています。

本市においては、インターネット上、オープンデータで確認できるフリーWi-Fiがある施設は、アゼリアおおたけ、サントピア大竹の2カ所です。他の施設においては、利用の際にインターネット環境があるのかすら分からない状況です。

本市において利用者の利便性を上げるために、ネット環境の整備と活用が必要と考えますが、整備の指針となるものは現在ありますか。加えて、アゼリアおおたけにはフリーWi-Fiが設置されていますが、同じ社会教育施設で見たときに、総合市民会館、公民館、図書館などにはフリーWi-Fiはありません。この差は何なのでしょう。

先ほど触れた魅力的な地域をつくるという点で、デジタル田園都市国家構想の中には、地域コミュニティづくりにおいて、デジタルの活用で公民館、図書館などの社会教育施設の利用促進が必要と記しています。このような計画がある中で、もうWi-Fiをつける理由を説くことよりも、Wi-Fiがない理由を説明する時代に来ていると思います。これまで進んでない理由に、これからの方針、併せてお聞かせください。

3点目は、DXへの取り組み方、考え方について伺います。

今年度から、企画財政課内の係編制が3係体制から4係体制に変わり、情報政策係と広報広聴係ができました。その中でも情報政策係は、DXへの取り組みを行うことが、市広報などでもお知らせされています。

国は令和8年3月までを期限に、自治体に取り組むべき施策等を出していますが、進捗

状況はいかがでしょうか。DXへの意識の変化などはありましたか。組織ができて間もないということで、大きな変革は難しいと思います。これからどのような取り組みを行っていくべきなのか、お考えをお聞かせください。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いたします。

○副議長（網谷芳孝） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） ふだんの活動の中で大竹市を応援してくださる大好き大竹応援大使に御注目いただき、また、国が注力するDXの推進に着目した御質問をいただきました。議員の皆さんにおかれましても、応援大使と同様に、大竹市のPRに御協力いただいております。ありがとうございます。

それでは、小田上議員の御質問にお答えをいたします。

2点目の、公共施設のデジタル化に関する御質問のうち、教育委員会が所管する公共施設へのWi-Fiの設置に関しては、後ほど教育長が答弁いたします。

まず、1点目の、大好き大竹応援大使に関する御質問についてです。

大好き大竹応援大使は、市の魅力を発信し、応援する者を本人の申請により市が登録することで、大使の活動を通じて効果的に市の魅力を発信し、市の認知度及びイメージの向上と地域の活性化を図ることを目的として設置したものです。

大好き大竹応援大使は、本人からの申請を受け、市で定める一定の要件を満たす場合に登録するもので、現在4名の方を登録しています。大好き大竹応援大使に登録された方に対して、市から報酬などの支払いはなく、自身の活動を通じて、御自身のペースで情報発信していただいています。

大好き大竹応援大使の活動状況ですが、ただいま申し上げましたとおり、大使自身の活動の中での情報発信ですので、大使自身がSNSなどに掲載された本市に関する情報などは、随時閲覧により把握しています。大使によってはメディアへの露出もありますので、議員もテレビなどで御覧になられたことがあるかと思えます。また、本市のフェイスブックなどでも、大使自身の活動で本市に関わりがあるものなどがあれば、大好き大竹応援大使であることを添えて、随時情報発信を行っています。

このように、あくまで大使自身の活動を通じて、自発的または間接的に市の魅力を発信していただく制度であり、ふだんから大使と密に連絡を取ることはありませんが、必要に応じて情報共有や連携を図っています。

現在は、広報紙の最新号をホームページに掲載するタイミングで大使の方にお知らせすることで、本市のイベントなどの情報提供を行っています。今後、大使に期待する役割ですが、大使自身の活動が本市の魅力を発信や認知度、イメージの向上に貢献するよう、ますますの御活躍に期待するとともに、本市としましても、その活動を応援していきたいと考えております。

次に、2点目の、公共施設のデジタル化についてです。

公共施設におけるWi-Fiなどを含む通信環境の整備についてですが、現段階において本市の情報政策としては、全ての公共施設を対象として、アゼリアおおたけのような、

施設内のどこでも利用可能な規模のW i - F iを整備していく指針はありません。今後、整備する意義や必要性が生じた場合には、その効果も含めてしっかりと検討していきたいと考えております。

最後に、3点目の、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する御質問についてです。

国が定める自治体DX推進計画においては、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえて取り組んでいく必要があることが明記されており、本市としましては、国が策定した計画及びその実現のための手順書に沿って取り組みを進めているところです。

また、国・県や他市町の動向を注視しながら、どのようなデジタル技術を活用して市民の利便性を向上させるのか、業務効率化を図り、行政サービスの向上につなげていくのか、慎重に見極めながら進めていく必要があると考えております。

初めに、進捗状況についてお答えいたします。

自治体DX推進計画では、自治体情報システムの標準化・共通化や、行政手続のオンライン化などの重点取組事項が掲げられています。情報システムの標準化などについては、令和7年度までに国の策定する標準仕様に準拠したシステムの移行に対応するため、現行のシステムの調査やスケジュール策定をはじめとして、計画的な導入に向けた検討を進めています。

また、行政手続のオンライン化については、今年度末までに子育てと介護の26手続について、マイナポータル上でマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能となるよう取り組んでいるところです。

さらにAIの利用促進については、今年度、全国の自治体で既に効果実績のあるAI議事録作成支援システムの導入を検討しており、現在、導入効果を検証中です。

次に、DXの全庁的な取り組みと職員の意識の変化についてです。

DXの推進は、全庁的な体制として取り組む必要があります。本市としても、私を含め、副市長、教育長、各部長で構成する庁議及び行財政システム改善推進本部会議において、DXに関する情報をしっかりと共有することで、組織や職員への意識づけを図っているところです。

また、毎年、企画財政課職員と各課の担当課職員で実施している、まちづくり基本計画実施計画及び当初予算編成に向けた事業の事前点検においては、各課からDXの導入による市民サービスの向上や業務の効率化が期待できる事業について提案してもらっています。今後、各課からの提案については、費用対効果などを検証した上で、導入の是非を決定していきたいと考えています。

現状において、職員の意識がどのように変化したかを読み取ることはできませんが、今後とも職員のDXに対する理解の促進や実践意識の醸成が高まることを期待しております。

以上で、小田上議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（網谷芳孝） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小田上議員の御質問にお答えをいたします。

社会教育施設は、生涯学習グループや地域団体などがさまざまな活動を行う場として、また、それら活動を通じて誰もが気軽にまなぶ・つどい・むすぶことができる場としての役割を担っております。これらのグループや団体が施設を利用する際には、既に市民生活の中に広く浸透しているスマートフォンやタブレットなどの情報端末を活用してさまざまな情報検索をするなど、日常的に使用されている姿をお見かけをいたします。

また、社会教育施設で実施しています公民館事業では、情報端末に慣れ親しんでもらうために、インターネットを活用した講座を設けるなどしており、市民からも好評を得ているところでございます。今後も引き続き情報端末の利活用事業を展開していきたいと考えているところですが、そのためには、施設内で情報端末を気軽に利用できる環境整備を進めていかなければならないと考えております。

しかしながら、限られた予算の中で行わなければなりませんし、各施設共に老朽化が進み、近い将来、施設自体の方向性を考えなければならぬ時期に差しかかっているところでもありますので、施設内全ての箇所において、個人の情報端末を自由にインターネット環境に接続できるような整備をすることは難しい部分があり、今後の事業展開や優先度を見極めながら進めてまいりたいと考えております。

一方で、大竹市立図書館については、中学生、高校生などが学習できるスペースを設けていることもあり、その利用者のほとんどが、情報端末を利用してさまざまな情報を取得をしております。

しかしながら、学習スペースが地下であるため、インターネットにつながりにくいという課題がございます。以前から学習支援を含めた利便性の向上という観点で、インターネット環境の整備を進めていかなければならないと考えており、現在その整備手法などを検討しているところでございます。

ただし、学習スペースが遊興などに使われることのないよう、利用手続や禁止事項などについて、先進地事例を参考にしながら、環境づくりの中に盛り込んでいかなければならないとも考えております。

以上で、小田上議員への答弁を終わります。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） 答弁ありがとうございます。

まずは、大好き大竹応援大使のほうから行かせていただけたらと思います。

この制度ができて、一番最初から今まで4人おられるんですけど、一番びっくりするとか、そうかというのは、本人からの申請というところかなと思います。

確かに、自分がやりたいよと言ってくれた人が条件を満たしているかどうかということだろうと思うんですけど、この役割の中で、大使が活動する中でさまざまな場面で市の魅力を積極的に宣伝すること、市が実施する各事業へ可能な範囲で協力すること、そのほか市長が認めることっていう、役割が3つ決まっています。

その中で、登録の要件としては、市内在住もしくは出身とか、ゆかりがある方を、市の魅力を積極的に多くの人に宣伝できる方っていう定義で、例えば、載ってますけど、SN

Sのフォロワーまたは友達数が1,000人以上、あとは定期的にテレビ・ラジオなどに出演する場合がある、3点目、定期的に新聞、雑誌などに寄稿、掲載などする機会があるというところですよ。

何の連絡もなしって言うわけではないと思うんですけど、日頃どういう活動をされてますかっていうところの確認ですね。大使の方がこういうところに行くよとかって言うのがあれば、じゃあそういうところで、うちはこういうものがあるので、例えば特産品だったらこういうものがあります、観光だったらこういうものがありますので、これをPRしてくださいって言うような、結構密な連携って言うのが必要だと思うんですけど、しかも本人から申請してもらっているんだから、ちょっと協力してもらってもいいかなと思うんですけど、その辺り、今、市からお願いしてやってもらったこととかって言うのが特にあるのか、あと、情報の提供を含めて、今、市広報の提供しか聞けなかったのもうちょっと詳しく教えてください。

○副議長（網谷芳孝） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） それでは、御質問にお答えいたします。

御質問の、市からPRの依頼等について具体的な依頼をしたことがあるかということでございます。

現状においては、先ほど市長も答弁いたしましたとおり、自発的な活動という形になりますので、市から特に、これを掲載していただきたい等の依頼をしたことはございません。

具体的にどういうやり取りをしているかというところでございますが、先ほども、毎月市広報が出るたびに、メールでこういうのが出ました、そこにはかなりの市の情報が含まれております。それを見ていただいて、何か大使のほうで魅力を感じて、この機会に紹介していただきたいというものがあれば、そこで紹介していただきたいという市の思いがあって、そういう取り組みをしているところです。

先般も、ある大使からライブ会場のステージで大竹市を紹介いたしましたという、市広報をメールしたら、返信がありました。当然、担当者から、今後も大竹市のことをしっかりPRをよろしく願いますというやり取りをしております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。

今4名ですけど、活動の幅ってさまざまだと思います。テレビってところの露出で行けばあの方かなとか、音楽っていえばあの方かな、ユーチューブでいえばあの方かなとか、登録されている方はホームページ見ていただければ載っているんで、積極的に多くの人に宣伝できる方って言うので、これ今まで大竹市出身ですって言ってなかったの言え、もう積極的となるのか、積極的ってどこまでを言うのかなって言うのがあります。

この大使というのは、期限がないですよ。期限がなくて、多分人数制限も特に考えてないんじゃないかなと思うんですけど、ただ、大使になっているだけって言う方が、今はいいですよ、4人なんで。もうちょっとしっかり情報、連携を取って、こういう発信してください、どういうところに露出しますって言う情報は持ってたほうがいいのかなと思う

んですけど、そういう連携はしてないっていうふうに、市長の答弁からはうかがえるんですけど、そういう必要はあるんじゃないかなと思います。

そこについて伺いたいのと、だって何してるか分からないでしょって、議員と一緒に、言われます。応援大使の方、何してるか分からないって。日頃の活動にプラスアルファでもっと積極的にやってほしいっていうのは、もうちょっとお願いしてもいいのかなと。

そのお願いの仕方の一環として、市のフェイスブックの記事を担当してもらおうとか、あとは広報紙にコラムをちょっと持ってもらおうとか、こういうところでPRしてきましたよ、みたいなものだったりでもいいと思うんですけど、そういうのってお願いできないもんでしょかね。大使やりますよって言ってきてくれるような心の広い方たち、広げたいよってというような方たちなので、喜んで協力してくださると思うんですけど、それはいかがでしょうか。

○副議長（網谷芳孝） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 先ほどの市長の答弁では、全ての活動を把握しているわけではございませんということで、例えば主なものであれば、テレビに出演しますよであるとか、ユーチューブをつくったので、今度自分のフェイスブックに上げますよとか、先ほどのライブで紹介しましたよ、そういう活動については、ある程度のところは企画財政課でも把握しているという。

ただ、例えばラジオのパーソナリティーをやっている人が、自分のトークの中で大竹市を紹介していたこともあるんですが、それはその都度市に紹介しましたと言うのも、大使の方の負担にもなりますので、その辺りで全ての活動を把握しているわけではないというふうに説明をいたしました。

次に、掲載であるとかそういう記事を書いて、執筆していただけないかというところがございます。要項にも、市が実施する各種事業に可能な範囲で協力することというふうに定めております。一般的に、例えば市広報への記事の掲載、コラムの執筆となると、ちょっと費用が発生する可能性がございます。したがって、現状ではちょっと市が依頼することは考えておりませんが、例えば現在取り組んでいること以外で、大使が可能な範囲で市と連携して何かできることはないか。例えば市広報に記事を書いてもらうというのではなくて、こちらが機会があればインタビューをして、その内容を市広報に掲載する、そうすれば大使の方の負担も少なく、受けていただけるといふことにもなるかもしれませんので、そういうことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。ある程度把握されてるっていうことを聞いて、安心しました。

じゃあ、出ましたよっていう事後報告なのかどうかちょっと分かりませんが、その後知るんじゃないかと、こういうところに行きますよっていったときに、もし分かれば、こういうものがありますよって事前にもっと提案できるかなと思いますので、そこの辺りの連携をもうちょっとやっていただきたいと思います。

先ほど、費用がかかるって言われたコラム部分とかですけど、本当にお金をくださいって言うのかなってというのが正直なところですよ。だって今のこの4名の方たちは、自分たちがやりますよ、やりたいですって言って来ていただいている方で、じゃあこれは可能ですかっていうふうにお願ひしたら、可能な範囲で協力してもらっているっていうところで、この役割の部分には反しないと思うんですね。

なので、もうちょっと柔軟に対応していただいて、もっと大使の方が露出しているところも市のほうで伝えていってあげないと、せっかく大使の方が活動しているのに、どこでPRしてくれたのかが分からない。特に市外のPRですから、市内に僕らいると分からないですよ、どこに行ったらPRしたのかなんて。

なので、こういうところでPRしてくれましたよというのは、連携を今取られているのであれば、情報を取られているのであれば、やっぱり、インタビュー形式っていう課長の御答弁ありましたけど、そういうところで伝えていってあげないと、やっぱり分からないかなと思いますので、その辺りはよろしくお願ひします。市民の方が協力してくださっているところなので、仕組みづくりと、ちょっと言い方はあれですけど、甘えられるところは甘えて、もっと大竹市はいいところだよっていう発信をしてほしいなと思います。

では応援大使はこの程度にして、次の公共施設のWi-Fiに移ろうと思います。

市として、全館にフリーWi-Fiを設置するつもりはないという御答弁でした。全館にやりますって答弁するのは難しいだろうと思います。ただ、整備しよう。例えば先ほど教育長のほうから、図書館の必要性についてはかなり前向きな方向で考えられているのかなというふうに思いました。これ整備するとき、遊戯とか、遊びですよ、遊興って言われたのかな。遊びで使われないようにするとか、ほかの方が、変な人が使わないようにするとかっていうのは、どうすれば防げるんですかね。そこのガイドラインというか、大竹市でWi-Fiをつけるときは、どこが基本となるもの考えるんでしょうか。そこを教えてください。

○副議長（網谷芳孝） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） まず、セキュリティーの関係から申しますと、現状で大竹市セキュリティーポリシーというのを設定しております。ただ、これはあくまで市の情報をいかにして保護するか、情報漏洩とかウイルスから保護するための手だてやルールを規定したものでございまして、先ほど議員が言われた、不特定多数の市民が利用するために単体で設置するWi-Fiの運用規定ではございません。

したがって、こういったWi-Fiの設置に関してのセキュリティーについては、総務省がガイドラインを公表しておりますので、そちらに従っていただくという形になると思います。

それと、運用規定の話、利用規定の話だと思います。これ、ヒアリング後に私も、ほかの市町はどうしているのかなというのをちょっと聞いてみました。例えばお隣の廿日市市では、3年、4年で市民センターにWi-Fiを整備しております。結論から言いますと施設を管理する地域振興課が、市民センター有線LAN・無線LAN利用規約というのを定めて、先ほどの運用ルールを設定しているというところでございます。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉村隆宏） それでは、私のほうからは、個別の施設についてのお答えをさせていただきます。

公民館とか図書館については、それぞれまだ整備はされていないんですが、使い方そのものについても、その用途が違ってくると思います。このため図書館であれば、例えば先ほど答弁にありましたように、遊興に使わないとか、こういったルールを設定をしまして、個別にチラシなどで周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。全体としてこういう方針はないと。ただ、つける場合は総務省が発表している指針というのがありますと。すごく簡単に、Wi-Fi提供者向けセキュリティ対策の手引き、これ総務省がつくっているやつですよ。ひとまずは、これに従うのが大前提だよということだろうと思います。

あと、Wi-Fiの運用については各管理者が考えていくと。じゃあ、めちゃくちゃ簡単じゃないですか。これに書いてあることをやって、施設管理者が運用規定を決めたらすぐできると思うんですけど、何でできないんだろうっていう疑問があります。何でここが進んでないのかな。

あと、これに併せて、何でここが進んでないんでしょうか、あとはアゼリアおおたけにはWi-Fiがあります。なので、アゼリアおおたけにWi-Fiを設置された経緯っていうところを踏まえてちょっと伺えたらと思うんですけど、2点お願いします。

○副議長（網谷芳孝） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） それでは、情報政策財政担当課として、ちょっと説明をさせていただきます。

大竹会館改築事業で、Wi-Fiというのをつけました。この改築事業については、交付税算入率が7割の、緊急防災・減災事業債というのを財源に、建設をさせていただきました。防災対策の一環としまして、このWi-Fi整備も、この有利な起債の対象でございました。

また、大竹会館には、HIROSHIMA FREE Wi-FiというWi-Fiを設置いたしましたが、これは広島広域都市圏で運用されておりまして、広域連携事業として維持管理費についても、特別交付税措置8割の対象事業でございます。

このように、整備費及び維持管理費に関して有利な財源メニューに該当したことも、整備を決定した理由の1つだと考えています。

なお、総務省、先ほど、一番最初の御質問でありました補助金もあると思うんですが、これちょっと大竹市は該当はしていないと思います。つまり、安定した行財政運営を行っていくためには、財源、コストは非常に重要でございます。したがって、Wi-Fiを設置するに当たっても、その必要性であるとか整備目的、有利な財源の確保というところも決定の要素になってくるんだと思います。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ありがとうございます。

今までを整理すると、全体としてこうやっていきますという方針はありません、ただ、設置する場合には総務省が出しているセキュリティーだったり、そういう部分に気をつけて、それに従ってやってください、管理する施設管理者が運用規定を定めてください、ただし、お金が、もちろんかかりますよというお話だと思います。

今、Wi-Fiつけるのに、一体幾らお金がかかるんでしょうかね。そんな100万円も200万円もかからないと思うんですけど。いつですかね、7月だったと思いますけど、東京のほうに自治体DXの展示会に行ってきました。簡単に言うと、総務省が言っているセキュリティー部分を解決するためには、4～5万円ぐらいの機械を1個買えば、もうWi-Fiできますよという話でした。交付金の補助率が幾らとかっていうレベルの話じゃないですよ、この金額だったら。それはLANケーブル、いろいろ物も要るかもしれないですけど、でも、補助金、交付金もらってやるような事業じゃないと思うんですけど、どうなんでしょうかね。

あと、今、その機械を買うとしても、ほかにネット回線が来てなければ駄目じゃないかっていう話になるかもしれないですけど、すみません、ちょっと社会教育施設を出させてもらってるので、今回は。今、図書館、総合市民会館、公民館2つの中で、有線LANが来てないところ、インターネット環境、利用者が、Wi-Fiじゃなくていいです。個人の市民の方が来て使えるインターネット環境がないところはありますか。

○副議長（網谷芳孝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉村隆宏） 現在、社会教育施設において、インターネット環境が来てないところといいますか、来てないというよりも、一般の利用者が利用できる環境にないところだと、今のところ利用できる、全てフリーで利用できる環境にはなっておりません。

ただし、現在の運用としましては、各館の研修室等で研修をされたり講義をされたりする際には、そこに固定的に機器を設置してるということはないんですが、利用者の方から事前に使用の申し出がありましたら、LANケーブルを職員が設置をしまして、利用していただくというサービスは行っているところでございます。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） ネット環境はあるということ。たった4～5万円のお金がない、Wi-Fiがつけられない、そんなことでいいんでしょうかねと思います。

ヒアリングのときに伺いました、特に公民館だったり総合市民会館、インターネットを使った活動ですね。生涯学習グループだったりとか、このコロナ禍で1つ得たものがあるんですね。Zoomとかネット電話、インターネットの通話機能を使って、遠方の方ともつながることができる。あとは、ちょっと外には出られないけど、おうちからつないでできるよっていう、参加できるよって方がおられる。ではいつものサークル活動、市民団体

の活動の中にインターネットの環境が1つあるだけで、参加できる方は増えますよね。参加の仕方、活動の仕方も幅が広がると思います。

現状、公民館は事前をお願いしてれば、機械とか不都合がなければ利用可能なんですよね。それは利用申込をするときに、インターネット環境を使わせてくださいと言えば、基本的にどなたであっても大丈夫ってところですかね。そこに機械1個つけるだけですよ、1カ所5万円。5万円もかからないかもしれない。何で駄目なのかが分からないので、何で駄目なのか教えてください。

じゃあ、防災の観点で見ましようとかっていう話をして、公民館とかは臨時避難所ですか。でも、長期避難所になったときは、公民館も入りますよね、総合市民会館も入りますよね。じゃあ、防災の観点でWi-Fi環境が必要だってなったときはどこが所管するんですかっていったら、危機管理課じゃないんですか。危機管理課が、避難所で通信環境が欲しいよ、Wi-Fiって言ったら、各担当課が運用規則を決めてやっていかないといけないんですよ。だったらどこか、情報政策じゃなくてもいいですよ、どこでもいいので1本つくってあげれば、どの方向からでもWi-Fiつけるというのはできるじゃないですか。なので、早くつけてほしいなど、ただそれだけです。

一般質問、登壇したときに言いました。本当でない理由は、市民の皆さんに説明しないといけないんですよ。何でないのって言われたら、いや、ここは建て替えるかもしれないからとか、ここはまだ線が通ってなくて、機械がなくて。でも、そのつけるための理由を言わないといけないのって、行政にだけなんですよ。つける理由を、もうあって当たり前だから、いいじゃないですかって思うんですけど、もう回数がないので。

あと、全体的にWi-Fi考えてないってことですけど、じゃあコミュニティサロンだったら自治振興課ですよ。そして、おがたピアだったら福祉課のほうですよ。そういうところが一々Wi-Fiの運用規則をつくるのか。細かい、さっき図書館でこういうことはやめてねとかっていう啓発はしないとけないんですけど、それはやるとして、根幹、本当にやらないんですよ、執行部として、大本のところは。なので、何でないか教えてください。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員、もう2問目の質問は最後ですからね。

それでは、お願いします。

総務部長。

○総務部長（佐伯和規） 全体のことで、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

費用負担、ちょっと私、幾らかかるか承知をしておりますが、おっしゃるように4～5万円かもしれませんし、そうとはいえ、いろいろ各施設につけますと、それは相当な費用になるということで、1つは費用負担のことも考えないとけないと。

それから、もう一点は、各施設にどういった目的をもって設置するかということを考える中で、まだ全市的に設置するという考えを持っていなかったと。各施設の利用者のことを考えて、どういう利用目的があるかということで、各施設の管理者たる所管の課が、設置する・しないという、そういう判断をしてきたところですが、おっしゃるように避難場

所、避難所としての活用であるとか、そういったことも想定をされてこようかと思えます。

議員、一般質問の冒頭で、一緒に考えるためにおっしゃっていただいたと。貴重な御意見をいただいたと思っておりますので、検討課題とさせていただければと思います。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 一般質問の途中ですが、議場換気のために暫時休憩いたします。よろしくをお願いします。

再開は14時5分をお願いします。

~~~~~○~~~~~

13時56分 休憩

14時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

再開は、小田上議員の3問目の再質問からお願いします。

小田上議員。

○7番（小田上尚典） Wi-Fiは回数が終わったということで、3問目に行こうと思いますが、Wi-Fiにしても何にしても、いろいろ決め事をつくらないといけないので遅くなるっていうのだけは嫌だなと思うんですね。なので、遅くなると嫌だなあという話で、DXをさせてもらえたらなと思います。

デジタルガバメント実行計画が令和2年に閣議決定されて、自治体関連の各施策について重点的に取り組む事項とかっていうものが、支援策と併せて出てきました。それでこれを取りまとめてDX推進計画というふうになっています。

市長答弁にありました手順書ですね、令和3年7月に発表されています。この手順書の概要を見ていくと、DX推進の手順ということで、ステップ0からステップ3までの4段階があります。ステップ0の紹介をさせていただくと、自治体は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり実施する責務を有する。DXの実現に向け、首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが重要。首長等から一般職員まで、DXの基礎的な共通理解の形成、実践意識の醸成。利用者中心の行政サービス改革を進めるとい、いわゆるサービスデザイン思考の共有、というところがあります。1回目、市長の答弁を伺うと、ステップ0かなというところかなとは思いますが。

DXって何するか分からないっていう状態、何に手をつけていいか分からないっていう状態だから、自治体DX推進計画の中で取り組むべき重点事項が6項目出てるわけですね。自治体の情報システムの標準化、共通化とか、マイナンバーカードの普及、自治体行政手続のオンライン化、AIやRPAの利用促進で、答弁にありませんでしたけど、テレワークの推進も入っていると思います。あとは、課長が言われた中の、セキュリティー対策の徹底。これはWi-Fiのところでも触れていただきましたが、セキュリティーポリシーの見直しを行ってくださいよというところ。

ところが総務省はこれ以外にも、取り組むべき事項として、地域社会のデジタル化、さっきちょっと触れましたけど、そして、デジタルディバイド対策。デジタルディバイド、

情報格差とか機器が触れない人にこの恩恵がないよという話ですけど、その解消は、先ほど2問目で、公民館のほうの活動とか、社会教育、生涯学習の中でされているところでした。

2問目と通じるところが多いというか、さっきの流れを聞いて、課長が答弁いただいて、基本的な方針はありませんと。セキュリティー方針は国に言われているもの、整備の実施の中身は各課が検討するもの。じゃあ、防災の観点で見たらどうですかという話になると、部長が答弁いただいて、そういう点もあるので考えていきますという答弁をいただきました。

もう縦割りは駄目だよってというのが、もう今の2問目で、全部出てるじゃないですか。なので、これ首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが重要。やっぱり市長が、もうやりますよって言わないと進まないですし、市長、前々から言われてます。ほかの市町の成功事例を大竹市に持ってくる、それで大竹版のDX、どんな政策にしてもそういうふうにやっていかれるってということなんですけど、じゃあ、そのDXってどうするのっていうところ、共通の理解が今、ステップ0で必要ですって言われているところの取り組みで、行財政システム本部会議、あとは企画のほうで各課と話し合ってますけど、企画中心で各課と話し合っても、対企画でしかないですよ、ほかの部署からしたら。ほかの部署とほかの部署の関わりとか、うちはこういうのを言ったけど、言おうと思うけどどうだろうかとか、そういう、うちはこういう思いがあるけどどうだろうかというような話し合っているのはされてないのかな、していく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。このDXの認識共有、機運醸成、ステップ0、できてますか。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 日本人は大変同調圧力が強いので、DXと言ったら日本中の行政がDX、DX。DXは何かと問いただしたところ、デジタル化をすると。デジタルって何って、数値に置き換えて、アナログの世界を数値で表せるような世界で物事を見るというような、分かったようで分からないことがまかり通ってくると。それよりは、行政というのは市民の皆さん方の幸せのために働いております。あまり日本中が騒ぐDXについて、私は、庁議をはじめいろんな部署で一言も言ったことがないので、じっくりとここに申し上げたように、よその町の成功事例をしっかり見て、それを導入していくということでお許しをいただけたら。

民間企業と違って、先を越して市民の皆さん方に実行することによって、市民の皆さん方はあまり幸せを感じられないな、じっくりとよその成功事例を見ながら、間違いのない確実な方法で、全員でやっていきたいなというふうに考えておりますので、私からDXについてあまり言っていないので、職員皆それぞれが、ただ、情報はしっかり取って研究はするということについては、ちゃんとやってくれということは指示しておりますので、遅れないようにきちっとやっていきますんで、そういうことでお許しをいただけたらというふうに考えております。

○議長（賀屋幸治） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） まさか市長が手を挙げられて答弁されるとは思いませんでした。

お許しくささいと言われると、なんです、市長が言われていることでも大切な、市民のためですよね。市民のためになることをしないといけないというのは大前提で、このデジタル技術を活用して、DXって以前一般質問したときに、企画財政課長が、状態であると、そういう状態になったというところで答弁をされました。

確かに状態なんですね。その状態を生み出すためには理想がないといけない、その理想は市民のためにといい、その理想をもって、じゃあこのデジタル技術ってどうやって活用できるんだろうかっていう思考を巡らせていくと。そのためには、基本的な知識っていいのは必要ですよねっていいふうに言われているからこそ、今いろんなところでDXって言われているんだと思います、研修もあるんだと思います。

なので、決して周りが言っているからやるんじゃないなくて、今日、先輩議員も言われましたね、誰かから言われてやるんじゃないなくて、大竹市で独自のというふうに言われましたけど、じゃあ成功事例がありました、その成功事例を持ってくる方っていいのは、職員だと思うんですね。その職員が、行政手続とかそういう面ではいい・悪いが分かると思うんですけど、システムを取り入れるときに、本当にそのシステムが大竹市に合っているのかどうなのか、ベンダーとかって言われますけど、そういうシステムを入れる業者のよしあしを判断できるのかとなってくると、外部人材が要るのかなって思ったりもするんですね。

外部人材を入れる前に、総務省は入れることも推進してますけど、庁内のデジタル人材の育成っていいのも強く言っています。その中で、今、大竹市役所の中でIT企業出身とか、そういう方、デジタルについて精通しているよっていい方がおられるかどうか、すみません、確認で、それを教えてください。

○議長（賀屋幸治） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務所長（柿本 剛） 職員の前歴ということですが、これは逐一把握しているわけではございません。もちろん一応の把握はしておるんですけども、あくまでも人員配置の際の1つの要素というふうに考えております。

○議長（賀屋幸治） 小田上議員。

○7番（小田上尚典） 逐一把握をしてないんですね。適材適所っていい言葉もあると思いますけど、何か国に言われて国からお金が出るじゃないですか、こういうのって。だったら何とか有効にしてお金を使ってやろうという意識は必要だと思うんですね、どういう事業においても。

行政システム全体を見直す、国がシステム共通化をつくりますよ、これやりますよっていいことに関して国待ちですけど、それ以外にできることあるんじゃないのと思っ、じゃあ人材どうしたらいいっていいたら、これもまた以前の一般質問ですけど、副市長が言われました、職員の経験が必要ですよ。人のことを思う、その職員としてどんどん成長していくためには経験が必要ですよと言われて、そのIT系の経験が皆無の方が、深いところまで分かるのかなと。分からないですね。その中で選ばないといけない。

そうなるっていいと、せっかくないいものを持ってくるっていいとも、見極めがつかないんじゃないかなっていい心配なんです。何かを入れるときに、間違えたものを入れましたでは済まないっていいのが先ほど市長が言っていたので、それを見るために外部人材

を入れたらどうでしょう。

単独で入れるのは難しい、もちろん国も補助してくれますけど、であれば廿日市市だったり岩国市だったり和木町だったり、ちょっと近隣の町と協力して外部の人材を入れていくっていう。いいか悪いかの、だって、見極めがつかないですか、いいものを入れるって言うても。そこ、どうお考えでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 外部人材の御質問にお答えいたします。

民間経験者を雇用して新しい角度で行政の仕事を見るというのは、1つの方法論として素晴らしいことだと、私も思います。ただ、昨年私も各市町の会議で、民間から雇用された職員の方と意見交換をいたしました。DX、何をどう進めていけばよいか分からない、手探りですよっていうのを、民間の方も発言をされておりました。かなり困惑されたように受け取っております。

したがって、本市としてはそういった民間の方を雇用する場合も、その方々に何を担ってもらえるか、そういったところをちょっとはつきりさせた上で、民間の能力を生かしていくというのが、まずは決めるべきことかなと思います。

ただ、今年度から江田島市と三原市については、DXの推進のために情報専門職の経験者を県が雇用いたしまして、その専門職をCIOと言って、最高情報責任者、本市の場合は副市長でございまして、補佐官として市町に派遣する事業を行っております。

来月ですが、県のDXの推進総括監がこちらに来られて、私どもと情報交換いたしますので、その際に、その取り組みの効果であるとかっていうのをしっかり聞かせていただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 小田上議員。5回目です。どうぞ。

○7番（小田上尚典） 5回目でしたっけ。ということは、これが最後ですね。あっという間に最後になってしまいました。

外部人材っていうのは1つの手なんですけど、DXに関連した講義って何個か聞くと、やっぱり職員の機運醸成とかっていうところなんです。ここの機運醸成が一番必要なの、どこの町でも言われます、課長以上とそこから下の温度差がすごいと。やっぱりスマホのアプリ1つ取ってもだと思えますけど、これ使っててという話が合わないとか、見たテレビ番組が、話が合わないっていうのと一緒になんだろうと思います。

ただ、そこを今後20年、30年見ていったときには、簡単に言えば未来志向っていう見方でものを見てほしいなと思います。今は何も見えていないとか、結構手探りの中で一般質問させてもらっているのは、何もしないで、じゃあ10年たちました、20年たちましたって言ったときに、この場にいた議員が何もそれに関して警鐘を鳴らしてなかったっていうのは絶対に駄目だと思うので、本当に未来に向かって考えてほしいなと思っています。

アナログ技術は残ると思います。手書きも残ると思います。残っていくもの、なくなっていくもの、時代に応じてあるんだろうと思います。車ができてなくなった仕事もありま

すし、車があったことによってあった仕事が、今なくなろうとしているっていう時代に来ています。

そういう中で、市の行政のシステムも、運営も変えていって、市民のために何ができるかっていうのを考える時間を増やしてほしいなと思います、このデジタルを活用して。そして、それをどう活用していけば時間ができるか、市民のサービス向上、市民生活がよりよくなっていくかっていうところを、思考を巡らせる時間をつくるためにも、デジタルを有効に使ってもらえたらなと思いますんで、少し言い過ぎた部分はあったかなと思いますけど、基本的には、市長の御答弁含めて、前向きだとは思っています。決して後ろ向きではないと思ってますので、ぜひこれからも一緒に、いろいろ言わせてもらいますけど、一緒に考えていけたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 続いて、14番、日域究議員。

〔14番 日域 究議員 登壇〕

○14番（日域 究） くろがねの日域でございます。会派を代表して質問させていただきます。私も、しっかり警鐘が鳴らせるように頑張って質問したいと思いますので、御答弁よろしくお願ひいたします。

さて、今年の2月下旬のロシアによるウクライナ侵攻は、半年を経過した今も、停戦の兆しすら見えません。そのため電気代やガス代が異常に高騰し、世界的な大問題となっております。それもあってか、8月のある全国紙が、都道府県別の世帯当たりの水道光熱費の負担額の比較をしていました。

電気・ガス・水道などの費用の合計額ですが、冬が寒くて広さが半端ない北海道が最も高く、島根県が2番目でした。そして、広島県は21番目で、東京都が47番、つまり一番安いのは東京なんですね。ガスで言えばLPガスより都市ガスが絶対的に安いですし、東京は水道も安いです。結局人口密度が高い大都市が効率的であり、それだけ安いとすることができます。

さて、本市はどうでしょうか。ガスはLPガスですから、どうしても高いですよ。でも上水は、大都市である広島市よりも、少しだけですが安価です。大竹市上下水道局の努力のたまものだと、もちろん思いますが、水道光熱費の総額ということで見れば、ガスの安い広島市には勝てません。基礎的生活費が安いということは町の魅力にもつながりますから、水道代だけは県内で一番安かって自慢することは別に構いませんが、だからといって運営実態に問題があつて、本来はもっと安くできるのであれば、当然見直すべきだと思います。

さて、そのような中で、今回、上水と下水の料金値上げ議案が出されました。ところが、大竹市が新たに審議会までつくって値上げの手続をしているさなか、議案が変更されました。めったにない珍しいケースだと思いますが、原因は大竹市が購入している広島県企業局からの県用水が値下げ見込みとなったからですね。

大竹市上下水道局は、県用水の価格の動向を十分に把握せずに、値上げ案を練ったのでしょうか。事前にしっかりと確認するのは当然のことだと思いますが、いかがでしょうか。

お尋ねいたします。これが最初の質問です。

そもそも水源の豊かな大竹市が高い県用水を購入すること自体が、よく理解できません。弥栄ダムができる前から、いえ、小瀬川ダムができる前から、大竹市の豊富な水を当てにして工業用水を大量に消費する企業が、業容拡大を競っていました。たとえ渇水になっても、工業用水に比べれば必要量の少ない飲用水の心配まで、真剣にしたことはありません。水源は豊富なのです。

小瀬川ダムができたとき、小瀬川ダムができたおかげで増えた部分が第1期工業用水、弥栄ダムができたおかげで増えた部分が第2期工業用水なんです。ダムを造ることによって、それまで捨てていた水が利用可能な水になるんです。

大竹市は高いお金を払ったものの、第2期工業用水では日量3万トンのダム使用权、つまり水を使う枠を手に入れています。ところが、先日出された令和3年度事業年報でも、現実には1.6万トンしか売れていませんから、日量1.4万トンは使わずに流しています。その一方で、県用水を日量2,000トン、2,000立方メートルですね、別途購入して、この水代金として年間1億円を県に支払っています。決して合理的な運営だとは言えません。

まずは、第2期工水のダム使用权は幾らで県から買ったのでしょうか、お尋ねいたします。これが2つ目の質問です。

さて、さきにお話ししたとおり、今回珍しいことが起こりました。県が6月6日に値下げ方針を示して、それを受けた大竹市は値上げ案修正で、どたばた喜劇の様相でしたね。県用水が約11%ですか、値下げとなれば、今回の大竹市の値上げ幅は半分程度で済むことになる、そういう話でした。値上げ案の値上げ幅の圧縮が行われました。ついでに下げ幅を2割ほどにしてくれれば、値上げは不要になる計算です。いっそのこと県用水を全部やめてしまえば、今の水道料金はどこまで下がるのでしょうか。興味津々だと申し上げておきます。

実は、私は今年の5月19日に、県用水のことで広島県企業局を訪ねました。最初に対応した若い職員は、私に対して昭和56年、当時の大竹市長が広島県宛てに出した給水申込書、それと令和2年の使用予定水量の協定書、この2つをプリンターから出して、大竹市長が水の供給を受けたいと申し込んだから県はこの事業を始めたんですよ。基本料金はその建設費と維持費の財源であり、県が国に払っている負担金と同じです。だからこの事業が存続する限り、やめることはできませんと、高圧的に私に断言しました。

私は思わず、何が負担金だと、少し大きな声で言い返しました。負担金とは、橋下元大阪府知事がぼったくりバーと言った、あれですよ。でもこのことで国が広島県に負担金を請求しているはずもなく、それが大竹市に発生することも考えられません。ですから、私は、そんなはずがない、いい加減なことを言うなと言いつつ言い返したんです。すると驚いた上司がそこに割って入り、私もその場は納めました。でもそこで手に入れた協定書なる文書が、私に大きな情報をくれました。それが今日お配りした参考資料の1です。

帰宅した後にそれをよく見ると、そこには広島県水道用水供給水道条例第2条、同条例施行規程第3条にある予定使用量について協定を結ぶとありました。ああ、なんだと。県条例があるんだと、初めて知りました。その条例が今回、タブレットにある生活環境委員

会の要求資料の、結構長いんですけども、一番最後のものです。それを見て、県職員の話が、やっぱり真っ赤な嘘であることが簡単に分かりました。

同条例第4条には利用の廃止っていうのがあって、やめる場合には企業局に、その1カ月前までに届けることと書いてあるんです。しかも同条例施行規程には、その様式まで示しています。それが今日お配りした参考資料の2です。つまりこの事業は、水を買っている市や町が受水をやめることも十分に想定してつくられているということです。

余談ですが、広島県企業局から工業用水を買っていた呉市の日本製鉄呉工場、以前の日新製鋼ですが、工場を閉鎖したのかな、するのかな、工場を閉鎖したら水はもう買いませんよね。呉工場は閉めるのですが、会社は存続しています。要するに会社の都合で、赤字の工場を閉めたんです。ですから会社の業績は上がります。閉鎖を発表したら、新日鉄の株価は大きく値上がりしました。でも県の水は買えませんよね。県はうれしくはないでしょうが、それを受け入れてます。でも大竹市はやめさせない、そんな理屈が通るはずがありません。

話を戻します。私は県条例第4条を見つけて、直ちに県の法制グループに電話しました。法制グループっていうのは、多分内閣で言えば法制局だと思います。この条例第4条の解釈を確認しました。当然、やめることができるという私の解釈と、法制グループの電話に出た方の解釈は一致したので、次は人事課に電話し、県条例に反することを県民に押しつける職員が企業局にいる、不謹慎だ、辞めさせろと抗議しました。するとその日の夕方、本人たちから私のところに、謝罪の電話がありました。ある意味当然のことだと思います。県職員が県民に条例に反することを押しつけたのでは、お話になりません。

最近、企業局の水道課長とも電話でお話する間柄ですし、県用水をやめることがルール上可能であることを、彼も否定しなくなりました。この前大竹市議会に説明に来てくれて言ったら、さすがにノーと言われました。

さて、県の水道事業はまず県条例があって、それを基に県の責任で県が事業をしているんです。水を買う市町も、当然協力はしますよ。必要な水ですから、協力はするでしょう。しかし、これは県と各市の共同事業ではなく、企業局が複数の相手に水を売る公営事業です。その事業責任は広島県にあります。大竹市が日本板紙を訴えた話とよく似ています。受水すると申し込んだものの、受水をしないことについて、企業側も不本意だと思いますけれども、だからといって取れっていうのは無理です。要らない水を買うわけにはいきません。仕方ないです、これは。

このことは、水の価格の決め方からも分かります。事業者が一方的に決めます。交渉はありません。県の条例で決めるんですよ、水の値段は。今回の大竹市の水道料金改定が市条例の変更であるのと、全く同じです。利用者が水道局の人と、料金どうするって交渉したりしませんよね。嫌だったら買わなければいいということです。ですから県が決めて、それで納得ならお客である大竹市水道局は買います。買っていても、不要になればもう買わないだけです。

ただし、水の絶対的な水量には限界があります。ですから、この条例の第2条にあります大竹市は1年ごとに最大使用水量を申し出る、向こう側に申し出るとあるんですけど

も、能力を超えて給水を申し込まれた場合に、県も困りますから、そのときにこれは無理よと断るために、この条項があるはずです。これは十分理解できますよね。

ここで分からないのは、広島県と大竹市が、県条例では求めている10年先までの年間の予定水量を定めて、協定書などという奇妙なものをつくっていることです。まるで10年間解約しないで水を買うことを約束したみたいですよ。

水源の豊富な大竹市の場合、水事業全体が減少すれば、県用水は不要になる可能性もあるんです。その交渉をするなら、利用の廃止のカードをちらつかせてそういう手法も使えるはずですが、それをしたような記録はありませんでした。逆に協定書を盾に牙をむかわれている、そんなようにも見えます。

そこで、条例第2条の1年ごとという定めを超えて、10年先までの使用予定水量を記した協定書なる文書を、なぜ交わしたんでしょうか。お尋ねします。そして、これは平成6年の開始当初からあったんでしょうか。これが3つ目の質問です。

次に、現実の大切な問題として、県の水道事業の業績にも触れておきます。水道用水供給事業全体の令和2年度決算では、営業収益、つまり売り上げですけれども、96億円です。利益は23億円。すごい利益率です。そして、令和2年度までにため込んだ黒字が200億円もあります。

県のこの水道事業は、さらに小瀬川、太田川、沼田川と川ごとに3つの事業に分かれるんですが、大竹市が受水している小瀬川の西部用水事業だけを見れば、利益率はさらに10ポイント程度も高いんですよ。要するに、県はもうけ過ぎなんです。

ちなみに、島根県の同じような県の事業があるんですけれども、それを見たら利益率は3%でした。それで累積の利益欠損ですけれども、若干の欠損金を持ってました、僅かですけれどね。だから収支とんとんでやっているのが分かります。広島県は200億円ためてます。

せめて値下げしろよと思いますが、県とその水を買っている3市、つまり広島市、廿日市市、大竹市ですが、この4者が話し合う場はあります。交渉ではありませんけれども、お願いはしています。過去何度も値下げをお願いしていますが、決定権は100%県にあって、今まで全く無視されていました。

そして、問題は200億円ため込んだこのお金です。企業局がこの大竹市などからかすめ取ったのか、あるいは大竹市などがうやうやしく献上したのか分かりませんが、たまってしまった200億円を、果たして秋につくる広島県水道企業団という別法人に、勝手に移せるんでしょうか。

水道事業自体は移せますよね。運営に必要な資金も移せるはずですよ。でも200億円、有り金残らず持っていけたら、行けるだろうか。不要な部分は、本来なら大竹市などに返すべきです。あの統一教会ですら、取り過ぎたものは返してます。大竹市はそこをどう考え、それにどう対応するおつもりなのかお尋ねいたします。これが4つ目の質問です。

もう一回繰り返します。県用水の値下げは事前に把握できなかったのかというのが1番目の問題で、第2期工水の購入額は幾らですかというのが2番目。条例にない10年間の水量を定めた協定書なるものを、なぜつくったのですかというのが3番目。それで4番目が、

県企業局がためこんだ200億円について大竹市はどのように考えていますか、この4つで  
ございます。

以上、壇上での質問を終わります。漏れのないように御答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民生活に必要な水を安定して供給できますよう、県と協力して水道事業を行っております。その水道事業について、日域議員が、市民の皆様のために直接県に確認し、きめ細やかな調査をされていることにつきまして、頭が下がる思いでございます。御質問ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

最初の、上下水道局料金審議会に料金改定案を提示する前に、県用水の値下げについて事前に把握できなかったのかとの御質問でございます。

県用水は、通常3年ごとに料金などの見直しを行っております。令和5年度が料金の見直し時期に当たるため、上下水道局では本年度中に、広島県企業局から県用水の料金改定案の提示があるものと認識しており、早期の情報提供について依頼していました。

また、本年4月には、上下水道局職員が広島県企業局を訪問し、県用水の料金改定案が示される時期及び改定内容について直接聞き取りを行いました。広島県企業局からは、令和4年5月下旬から6月上旬にかけて改定案を示すとのことで、具体的な改定内容についての説明はありませんでした。

そのため、県用水の料金改定の可能性はあると認識していたものの、審議会に料金改定案を提示した令和3年12月はもちろん、具体的な審議が始まった令和4年4月の時点でも内容が把握できていなかったため、審議会では県用水の料金改定は考慮せず審議せざるを得ない状況でした。

その後、本年6月に開催された県用水の受水団体の連絡会議において、広島県企業局から正式に県用水の料金の引き下げについて提案がありました。これを受けて、料金改定案の見直しを含め、改めて審議会に諮ったものです。

次に、第2期工水に係るダム使用权の購入価格についてです。

旧第2期工業用水道事業は、当初、広島県が日量3万立方メートルのダム使用权を取得し、その後、広島県施行の大竹港東栄地区港湾整備事業に伴い造成される埋立工業用地に立地する企業に対して工業用水を供給するため、平成6年1月に広島県が取得していたダム使用权を本市が承継する契約を締結し、整備事業に着手しています。この旧第2期工水のダム使用权を広島県から取得した価格は、約55億円でございます。

続いて、県条例にない協定書をなぜ締結したのかについてです。

この協定書は、正式には広島県広島西部地域水道用水供給事業の使用予定水量等に関する協定書といい、10年間の使用予定水量や基本水量について定めています。県用水の利用を開始した当初から協定を締結し、3年ごとに更新して、現在に至っています。

日域議員がおっしゃるとおり、県条例には協定についての規定はありませんが、本市に

限らず県用水を利用する他の団体も同様の協定を締結しています。この協定の意義は、今後10年間の使用予定水量を確認し、長期的に安定して県用水を運営するためと考えますが、この協定を締結している理由は、広島県企業局の要請によるものと考えています。

続いて、県企業局の資金残高についてです。

広島県は、水道事業の広域化を図るため、県内の14市町と、広島県水道広域連合企業団を設立する予定です。企業団は令和5年4月1日から水道事業を開始する予定であり、その時点で広島県企業局の用水供給事業や、参加自治体の水道事業は全てこの企業団に承継され、同時にこれらの事業の資産、負債、及び資本も併せて企業団に承継されるものと認識しています。令和2年度の広島県企業局の水道用水供給事業決算における貸借対照表の利益剰余金は、約203億円となっていますが、この剰余金も企業団に承継されると考えられます。

この剰余金のうち、本市が利用している広島西部地域水道用水供給事業の剰余金は、約55億円です。本市としては、この西部用水に係る剰余金については、西部用水を受水している団体の資金の負担によって積み上げられたものですので、西部用水及びその利用団体のために使用し、他の事業には転用しないよう、広島県企業局に対して強く要望しているところでございます。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。

市長も今御答弁で触れられましたけど、弥栄ダムとか、それから大竹市の東栄の沖の埋立てとか、県企業局と大竹市はいろんな関係があって、その中のこれはごく一部だと思います。だからいろんな経緯があって、一々なぜだって言っても説明できないものは、確かにあると思います。ただ、それからもう時間がたっていますからね。これから先のことを思ったときに、過去のまんま引っ張るのはいかなものかという気はいたします。

弥栄ダムに起因する広島県の大きな負担の一部を、第2期工水として小さな大竹市が多少無理をして買い取ったと。55億円というのは、今初めて知りました。だから55億円で大竹市が受け取ったということは、ある意味それだけ県に協力していることだと私は思うんですけれども、それに加えて上水の県用水も買ってくれというのが、当時の話だと思います。

当時は、昭和55年ですから、だから水の需要も今から増えるんじゃないかと、そういう可能性もあったと思いますし、それはそれでよかった、大きな間違いではないと思います。でも実際は年々減っていて、大竹市にとっては県用水の負担感はますます大きくなっていったはずなんです。

一方、大竹市には5万トンの使っていない水利権が遊んでいるんですよ。今回私が要求したんですけれども、生活環境委員会の要求資料の4かな、そこにありますので御確認ください。

いろいろ勉強していくと面白いんですけども、工水と上水っていうのは、分類上ほとんど同じなんですよね。山口県で言えば、和木町って非常にうまい経営をしていると思

ますけれども、和木町の上水って基本的には岩国市水道局から買っています。蜂ヶ峯だけはどうか、後からだったからかな、山口県の工業用水を買って、それを浄化して、蜂ヶ峯だと思えますけれども、それは山口県の工水を送ってます。で、下水は全部大竹市に処理が回ってきますよね。すごくアウトソーシングを考えた、和木町ってコンパクトな町ですけれども、したたかというか、上手だなと思います。

それから分かるように、工水と上水ってあまり違いがないんですね。ましてや市政何年だったかな、平成26年か平成27年の水道週間のときの大竹市の広報に、2つの浄水場の比較が載っています。右のページが、県の三ツ石浄水場、左のページが市の防鹿浄水場、右の県のページに、やっぱりその責任者が登場するんですけども、濁度って、濁った度合いですよ。水の濁度ですね。県の方は、三ツ石の水は、原水のことですけども、濁度が1から2って言ってました。それでももちろん悪くはないですよ。悪くはないんですけども、濁度が1から2で、その濁りを取るために薬物を使っています。これが三ツ石のやり方です。

防鹿は、濁度が0.1なんですよね。0.1で、悪いときは0.4ぐらいまであるようなことが書いてありました。防鹿では濁りを取るための薬物は使ってません。そして、さっき言った第2期工水ですけども、これも大竹市は工業用水も防鹿の、あそこにありますよね、こいのぼりの絵が描いてありますけれども、やっぱりあの川の伏流水を取ってますから、めちゃくちゃきれいなんですよね。県の上水の原水よりか、大竹市の工水の原水のほうがきれいなんじゃないかと思います。でも、その水は使ってないと、使い切っていないということですよ。

ただ、この問題、私それこそ議員やって5期目ですよ、たしか。つい最近まで知らなかったんですよ。これ。私の不勉強ですよ、もちろん。私の不勉強を棚に上げる気はないですけども、じゃあ何で分からなかったんかと。そして、この何が問題かということ、ちょっと触れてみたいと思います。

水道法第14条、これは通告に書きましたけど、料金は能率的な経営をした上で決めろっていうのが、ざっくり言って水道法第14条の中に書いてあります。だから県の水が適正なものであれば、それを基に適正な経費をかけて、適正に値段を決めればいいわけですよ。でも県の水がもし割高なんであれば、それは高いじゃないのって言わなくちゃいけないですよ。

実はヒアリングのときにここまでしか私、分かってなかったんですが、次に、公営企業法第21条、これは大竹市の上水も関係するでしょうし、県の企業局も対象だと思いますけれども、公正・妥当な料金だと、公正・妥当な料金でなければいけないって書いてあるわけですね。

その地方公営企業法第30条第3項、これがなかなか面白いんですけども、監査委員は地方公営企業法第3条の趣旨に従ってされているかどうかについて特に意を用いなければならないって書いてあるわけですよ。この第3条の趣旨に従ってって、じゃあ第3条って何かなって思って見ると、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。当たり前ですけど

どね。

でも、監査報告とか見て、どこにもこの県用水のことについて記載されていないんです。でも資料を見ると、記録を見ると県とやり取りしてるんですよ、広島市、廿日市市が組んでですよ。何でこんな高いんかってやってるわけですよ。やっていながら全然出てきてないわけですよ。

それで、これちょっと質問なんですけれども、監査委員はって、この地方公営企業法30条第3項に、特別に監査委員はって書いてあるわけなんですけれども、なぜだと思えます。監査委員って全部に関係しますよね。特別ここに意を用いなければならぬって書いてるのは、何が原因でこんな特別に書いてあるか、もし分かったら教えてください。お願いします。

○議長（賀屋幸治） 議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

14時55分 休憩

14時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を続行します。

ただいまの日域議員の2回目の質問から続行したいと思います。

執行部の御答弁をお願いします。

業務課長。

○上下水道局業務課長（三浦暁雄） ただいまの日域議員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、正直地方公営企業法第30条第3項と言われましたか、監査委員のことが記載をされていると。意を用いなければならぬという記載になっているのかと思えますけれども、ちょっと、正直よく分からないところもございまして、上下水道局はやっぱり公営企業でございまして、そういった観点でやっぱり監査委員の方にもしっかり監査をしていただくという意味で、記載がされているのかなというふうには思います。

すみません、ちょっと答弁になってないかもしれませんが、以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） 私も分かってるわけじゃないんですよ。私の想像なんですけれども、例えば逐条解説とかコンメンタールとか、あんなものがあれば書いてあるかなとは思いますが、そんな時間もなかったのでいいんですけどね。

水道局の方から、私、教わりましたよね。地方自治法第96条の、ずらっと議会の権限が書いてありますけれども、その中で企業経営ということで、かなりの部分が適用除外になってますよね。例えば契約するとき、ほかのものだったら、一定以上の契約があったらここに出てくるじゃないですか。それで議会がオーケーしないと契約が成立しませんよね。

水道の場合は企業ですから、だからここでこんなことしますって言ったら秘密が漏れるかもしれないし、議会を通したらタイミングを逸して、できるものができるかもしれない。やっぱり役所といえども企業ですからね。だからそういうことが議会はチェックできないんですよ。議会がチェックしなくていいというか、議会にかからないってなっている。そ

したら公営企業を見るのは誰だっていったら、監査しかいないんですよ。監査は見られるでしょう。

でも、実際監査に、この県用水が高いだ安いだって触れたものがあつたら見せてほしいんですけども、どこにも出てないです。だから水道局であれ監査事務局であれ、公式に、表に出てきた中には、この県用水がどうこうっていう、水道局の中でいろいろ考えておられることが全然表に出てきてないんですよ。だから私の不勉強と相まって、分かりにくいんですよ。\*\*\*\*\*。

そもそもが、さっきに話を戻して、私が言うまでもなく皆さんが、上下水道局の方が県と話をしているみたいに、高いんですよ。私がだから高いじゃないかって言うまでもなく、これは皆さんと思いは一緒だと思います。もうちょっと堂々とやり合っしてほしいんですよ。

私がヒアリングのときに言ったら、皆さんちょっと笑われたというか、笑いを取ったのかもしれませんが、私、こう言ったんですよ。日本人と海外の人の違いがあつて、よく旅行なんかして物を買うじゃないですか。日本人って100円のを90円にしてくれませんかかってお願いするんです。向こうの人は、こんな高いの買えるか、40円じゃって言うわけです。それで、こんなに離れるんです。そこから寄っていくのが世界標準なんです。日本っていうのは、そうじゃなくてお願いして、ちょっと1割まけてって言って、それで簡単にオーケーが出たら、悪いけどもうちょっと引いてくれんとか、そんなやり方するのが日本人的なんですけれども、やっぱりこれも、さっき解約カードって言いましたけど、これじゃあ無理よと。

現に広島県の法制グループが、これでいいって言うんですよ。私が2回目に法制グループに行ったときに、もう一回確認したんですよ。そしたらちょっと考えて電話するって言うから、一旦切ったわけですよ。そしたら、午前中にかけてのに、午後を過ぎても電話がないんです。それでかけたら、もう一回、法制グループの人は、私が見たら解約できるって書いてあるから解約できると思うんですけど、担当課で違う解釈があるなら担当課のほうから私に対して電話するようになってって言って、担当課に投げたんです。まだ電話ありませんかって言う。担当課、電話できませんよね。こんな大嘘ですからね。

やっぱりここは水道局としても問題があることをちゃんと文書にして、監査委員も問題があると言って、多分今日のこの一般質問は、県の企業局の人も関心を持っていると思いますけれども、やっぱり9万トンからの水の利用権があつて、それは満額使えるかどうか分からんとは言いながら、それを半分しか使っていないんですよ。

私があわあ言い始めたこともあつて、今回もちょっと何か議会のほうでいろんな動きがあるみたいですけども、皆さんの思いを出して、それこそ議会で喧々諤々やったらいいですよ。それが一番の議会の役割ですから。ここできれいなことを言って賛成で終わったんじゃ面白くないし、私は今回、水道事業のことであれですけど、皆さんの争いを発生させているつもりはないですよ。やっぱりここは県がちゃんとすべきですよ。県が変なことをして市町が困って、県の存在感はどこにあるんだって、私はすごく感じます。そこまで言うてしまうと終わってしまうんですけども、本当に茶番劇のようなことを、私、電

話で話しています。

例えばこの条項に、やめることができるというか、やめるときには文書を出せて書いてありますよね。担当者が何て言うかっていったら、好き勝手にやめてもいいとは書いてないじゃないかって言うわけですよ、電話ですよ。それで私が何て言うかっていったら、好き勝手にやめちゃいけないとも書いてないじゃないかって。そしたら最後は、今回値下げしたんじゃないけん、そこは分かってく下さいよって、それは分かりますよと。分かりますけどねって、そんな次元のことをやっていますけれども、質問に全然なっていないですが、これはやっぱりこの水がないと水が供給できない市町にとってみたら、それはそうはいかないでしょうけれども、大竹市は、どっちがいいかはさておいて、やっぱり大竹市はいろんな交渉のカードを持っているわけですから、大竹市が、小さな大竹市ですけれども、そこで頑張っていて、言い方は悪いかもしれませんが、廿日市市とか広島市とか、少し恩を売るじゃないけれども、大竹市さん頑張ってくれたけわしら助かったって言うような大竹市の存在感、そういうのもあるかもしれませんし、ぜひ交渉してほしいんですよ、オープンな場で。密室じゃなくてですよ。

今回も大竹市の記録というのがあって、それを見せてもらったから分かるんですけども、やっぱりこれは本当に大竹市がどうするかっていうのもありますけれども、県のかたくな態度が少し変われば、私が質問したことも意味があるなと思うんですけども、これからの、今回は値段が下がりました、でも値上げの議案は出てきて、それがどうなるかは今回、今からですけれども、そんな目先のことでなくてこの県用水のありようについて、何か市のほうでこれからの考えが、思いとかがおりならそれを聞かせていただいて、終わりたいと思います。お願いします。

○議長（賀屋幸治） 上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） これまで決算とかそういったところで、なかなか上手に表現ができていない。県用水が圧迫しておるといふ部分を表現したところも一部あったと思うんですけど、なかなか伝わっていないことについては、非常に申し訳なかったと思っております。

県との交渉については、今回下がったことだけではなく、後に協議をしていながら、もっと、我々が思っておるのは、最終的には水道料金が、皆様の御負担が下がるような、かつ安定的に運用できるようなものを目指しながら交渉していきたいと思っております。

また、議員がおっしゃいますように、我々の交渉がどういった形でやっとなるかといったことも含めて、どういった形で皆様にお知らせできるものかというのもちよっと考えながら、強い要望、議会の中でも皆様から強い要望をいただいとるというこの応援をもって、我々も交渉を継続していきたいと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。これで一応終わります。あとは議案がどうなるか、私が委員長なので、へまのないようにやりたいと思います。ありがとうございます。終わります。

- 議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、換気のため暫時休憩をいたします。なお、再開は15時20分からといたします。

~~~~~○~~~~~

15時07分 休憩

15時20分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

西村議員。

- 9番（西村一啓） 発言の機会をいただきまして、先ほども御質問の中にありました日域議員の発言の中に、監査委員が職務を遂行していないという発言が出てまいりました。決してそういうことはございませんが、その部分については今日の議事録から削除をお願いしたいと思います。

以上であります。

- 議長（賀屋幸治） ただいま西村議員より、日域議員の一般質問上の発言の取り消しについて提案がありましたので、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

15時21分 休憩

15時46分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（賀屋幸治） 大変お待たせをいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど西村議員のほうから、日域議員の発言に対する発言の取り消しの申し出がありました。別室で休憩中に両方で話をし、誤解の部分も含めて、両方とも理解をしていただいたということなんです。手続上、発言の取消申出書というのが提出が必要になりますので、現在すぐ、どこの部分のどの文言かというのが整理ができませんので、後日その取消申出書を整理し、その提出によって対処をしていきたいというふうに考えておりますので、その旨皆さんのほうに経過をお知らせをしておきます。

それでは、お待たせをしておりますけれども、続きまして、一般質問を続行します。

3番、藤川和弘議員。

〔3番 藤川和弘議員 登壇〕

- 3番（藤川和弘） 3番、新和会の藤川です。お疲れだとは思いますが、もうしばらくお付き合いください。

それでは、通告書に基づいて、素通りの町から立ち寄る町にするために、三倉岳自然公園と晴海臨海公園の水広場について、2点質問させていただきます。

最初に、三倉岳をたくさんの方に御利用してもらうために質問させていただきます。資料1と資料2を御用意させていただきました。御覧いただければと思います。

令和4年5月22日、日曜日午前9時より、4団体さんの呼びかけに、4歳から80歳までの方90名が参加し、三倉岳県立自然公園の大規模な清掃活動が行われました。清掃内容は、

三倉岳キャンプ場の清掃、登山道の清掃。メインは4合目倒壊トイレ、9合目倒壊小屋の撤収作業でございます。

こちらの4合目倒壊トイレ、9合目倒壊小屋は登山道のすぐそばにあり、何年も放置されておりました。これらのごみは解体し、土のう袋に入れ、土のう袋を手を持ち、下山。登山道のごみ、キャンプ場のごみ、4合目倒壊トイレのごみ、9合目倒壊小屋のごみは、約200キロ。土のう袋にして約80袋出ております。

主催者と参加していただきました方々のおかげで、三倉岳登山道とキャンプ場は、きれいになりました。何より登山道のすぐそばにあり景観を損ねておりました4合目倒壊トイレ、9合目倒壊小屋の解体撤収作業は、三倉岳の景観が取り戻せたように思っております。三倉岳清掃活動に参加していただきました方々には、感謝の言葉しかございません。そこで、参加していただきました方々の感想、要望の聞き取り調査をいたしましたので、御紹介させていただきます。

感想は、参加してよかった。三倉岳がきれいになって気持ちがいい。また機会があればぜひ参加したい。続いて、御要望は、W i - F i が届くようにしてほしい、緊急の連絡が取れない。こちらは以前の一般質問でもさせていただいております。三倉岳にいる方に、三倉岳で熊が出た情報が入らないので、W i - F i が届くようお願いしております。

御答弁は、W i - F i 環境の整備等、県のほうに要望している。今年の7月23日と、8月は3日と29日、大竹市の防災メールが届いております。どれも栗谷の熊の目撃情報です。十分に御注意してくださいと。ですが、三倉岳付近で遊んでおられる方には届いておりません。

続いて、シャワー室、更衣室が欲しい。こちらも以前、一般質問でさせていただいております。御答弁は、シャワー室については水の問題がありまして、タンク等の容量が大きくないためそういった確保が難しいと。ですが、水の確保は今後の三倉岳にとって大変重要になってくると考えております。

続いて、三倉岳キャンプ場についての要望です。一年中トイレが使えるようにしてほしい。冬季は使えない。古く使いにくいキャンプ場の改修をお願いいたします。こちらはファミリーキャンプをされている方からの御要望ですが、少人数でキャンプされている方々は、今の景観を残し、整備してほしいという御要望もございました。大きなファミリーキャンプサイトと、一人キャンプや少人数のキャンプサイトを分けて整備してほしいという声もございました。

続いて、上側のキャンプ場が魅力的なので使用させてほしい。こちらは一人キャンプや少人数でキャンプされている方々の御要望です。以前は、今のキャンプサイトよりもさらに上部までキャンプサイトで御利用できたのですが、今は使わせていないようです。

続いて、利用時間外にゲートを閉めると、キャンパーは利便性が悪い。こちらは三倉岳キャンプ場を利用する方の強い御要望です。季節によってゲートの開け閉めの時間は違いますが、ゲートが閉まっているから、キャンプ場を利用される方、また、帰られる方は、駐車場からキャンプ場まで距離がありますので、荷物等を運ぶのに大変御苦労されているようです。ゲートの開け閉めの時間帯というより、ゲートの有無と、ゲートの場所が問題

だと思っております。

キャンプ場は以前にも質問しております、三倉岳キャンプ場は古く使い勝手が悪くなっているキャンプ場の整備をしてほしい。区画割りが小さいので使いづらい。木の枠で区画割りしているので、雨が降ったときに水溜まりになる。駐車場からサイトまでが遠いので使いづらい。オートキャンプ場にまでしないまでも、キャンプ場内に車を入れるようにしてほしい。御答弁は、キャンプサイトの整備を県のほうに要望しているとの御答弁でございました。

続いて、三倉岳登山についての要望です。資料1の下段を見ていただければと思います。

山頂の看板が小さく寂しいので、インスタ映えするような看板にしてほしい。案内看板の設置、登山道の看板が少ないので分かりにくい。下山のとき、間違えて違う場所に出た。こちらも、以前質問しております。

質問内容は、山頂に上がるまでの標識が分かりにくい。三倉岳によく登っている方の話では、三倉岳は学生や初心者の方がたくさん登りにきており、山の中でどっちに行けばいいのか迷っている学生をよく見かけているようです。某動画サイトを見せていただきましたも、三倉岳を登山している方の動画がアップされており、看板が分かりにくいので迷子になっている動画を見たことがありますと、質問しております。

前回の一般質問は、市民の方から聞いたお話と動画サイト情報でございましたが、今回は清掃活動で私も2回三倉岳に登り、経験してまいりました。登りは看板が少ないので、今どこを登っているのか不安にもなりましたし、登山道と獣道で迷った箇所が数箇所ございました。下山のときも同様で、看板がありませんので不安を感じながら下りております。結果、登ったルートとは違うルートで下山したようで、違う場所に下りてしまいました。

問題なのは、いつルートを外れたか、自分自身が分かっていることです。下山のときは、私だけではございませんでした。ルートを外れたと思い、また登ってくる方もおられましたし、実際にたくさんの方が登ったルートと違うルートで下山し、違う場所で下山しておられました。この目で、壊れている看板、倒れかけている看板、古くなり見えにくい看板を確認してまいりました。

続いて、夕陽岳と中岳の間のルートを通れるようにしてほしい。こちらも以前に質問させていただいておりますが、御答弁は、県に復旧工事を要望してきましたが、令和3年度によりやく復旧工事の設計に係る予算が確保され、通行止めの箇所の測量や復旧方法の実施設計が行われることになりました。なお、新型コロナウイルス感染症や大雨の影響もあり、工事の時期などは現時点では未定との御答弁をいただいております。

続いて、登山道にトイレが欲しい。以前は4合目と9合目にトイレがあったと聞いている。登山道にトイレとの御要望ですが、登山道4合目と9合目のトイレの設置は、参加してくれた方、トイレがない理由で参加したくてもできなかった方から、たくさんの方の御意見・御要望をいただいております。特に女性からの声が多かったです。ぜひ、トイレの心配なく、三倉岳登山をたくさんの方に楽しんでもらうために、4合目と9合目にトイレの設置をお願いしたいと思います。

三倉岳については以上です。進捗状況と各要望についての御答弁、よろしく願いいた

します。

続いて、晴海臨海公園の水広場についてです。

令和4年4月29日利用を開始した水広場、ありがとうございます。ですが、御利用してくれた方からの御意見をいただいております。私に届く市民の声は、もっと水が出るのかと思った。公園に水遊びができる場所が欲しいと。私自身、何度も水広場に行き、遊んでいる子供たちを見にいきました。1歳、2歳の小さい子供たちは喜んで遊んでおりましたが、もう少し大きい子供たちはあまり御利用していないように感じました。大きい子供たちにも喜んで利用してもらえるように、もっと高くミストが出るようお願いできないでしょうか。

また、別の日に見に行ったときは、子供たちがびしゃびしゃになり楽しんで遊んでいる姿を見ました。子供たちを見にいけますと、水広場とトイレの間にあります手洗い場ですか、蛇口から出る水で物すごい笑顔で大きな声を出し、楽しそうに遊んでおられました。水遊びは子供たちを笑顔にするんだと、再確認したときでございました。大竹市は、安くおいしい水が売りですよ。ぜひ、水広場、第2弾は水を使った水遊びのできる水広場を造っていただきたいと思います。

本市の水広場は立地もよく、季節がよいときは御家族連れでにぎわっております。一年中御利用してもらうために、水広場を造ってくれたと思っているのですが、せっかくお金をかけて整備してくださいました水広場、さらにたくさんの子供たちに笑顔になってもらうために、少しでも早く幅広い年齢層の子供たちが遊べるように、暑い夏でも遊んでもらえるように改良していただきたいと思います。

最後にもう一点、第3期工事が始まり、公園が明るくなり、見晴らしもよくなり、開放感のあるすばらしい公園になってきております。公園を御利用している方々からも、外から見えるようになり、子供たちを安心して遊ばせることができると、大変好評です。

これからの晴海臨海公園を、私自身、市民の皆様も楽しみにしているのですが、晴海臨海公園の今後の計画、教えてください。

以上で、壇上の質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 三倉岳県立自然公園の清掃活動につきまして、参加されました皆様方には大変感謝しております。三倉岳が多くの方に愛されていることを、改めて実感したところでございます。

それでは、藤川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、三倉岳県立自然公園への要望についてです。

昨年の9月定例会における質問の際に答弁していますが、利用者が安全に、また、安心して楽しんでいただけるよう、毎年、三倉岳県立自然公園に係る幅広い要望事項を、広島県にあげています。この要望事項を踏まえ、県では毎年度、三倉岳県立自然公園の整備などに係る予算措置がされているところです。

今年度につきましては、平成30年の豪雨災害以降、通行止めとなっていた夕陽岳と中岳

の間の登山道の復旧工事、第2駐車場のトイレ凍結対策や配水管調査、第1野営場のキャンプサイトの区画などの整備、野営場の給水管調査、浄化槽ポンプの交換を実施することとなっています。藤川議員からいただいた御意見については、既に継続して要望しているものもありますが、今後の要望事項に加えることも含め、検討させていただきます。

三倉岳県立自然公園は、キャンプ場や登山での利用のほか、近年ではボルダリングの大会などが開催されるなど、市外や県外から多くの方が訪れており、三倉岳県立自然公園の認知度が高まってきていると認識しています。多くの利用者が訪れる観光地として利用しやすい環境を整えていくため、三倉岳県立自然公園協議会や、利用者などの御意見、御要望を伺いながら、引き続き県に対して要望活動を継続していきます。

次に、2点目の、晴海臨海公園の水広場についてです。

昨年度末、晴海臨海公園の遊具広場内に、夏場の暑い時期に水と触れ合え、涼しさを感じられる遊具として、水広場を整備しました。水広場の両端にあります赤色と黄色の筒にあるボタンを押すと、グレーチング内に設置した48カ所の吹き出し口より、高さ30センチから40センチのミストシャワーが一定時間吹き上がる仕掛けとなっています。今年のゴールデンウィーク前に供用を開始し、土曜日、日曜日、祝日を中心に多くの方に利用されており、水広場を整備した効果があったと考えているところです。

しかしながら、藤川議員の御質問にもありましたように、利用者からもっと水遊びができる施設が欲しいとの要望を伺っていますので、今後、改良や新たな整備を検討していきたいと考えています。

次に、今後の晴海臨海公園の整備についてです。

本年度は、晴海臨海公園第三期整備として、西側園路と現在建築中の民間美術館や、県が整備を行う港湾緑地につながる北側園路の整備工事を進めています。また、来年度以降も晴海臨海公園の西側エリアに、駐車場や周囲園路などの整備を計画しております。

公園利用者の利便性の向上や利用促進を図るとともに、周辺の商業施設や民間美術館などとも一体となった魅力ある場所として、市内はもとより市外の方にも訪れていただけるよう、取り組んでいきたいと考えています。

以上で、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 藤川議員。

○3番（藤川和弘） 御答弁ありがとうございます。

まず、三倉岳です。三倉岳、市長をはじめ職員さんたちのおかげで、たくさんの事業に動きがあることが分かりました。たくさん要望があるので全て応えていただけるかどうか分かりませんが、分かる範囲でいいので、細かく今の現状、これからの状況、計画を教えてくださいいただけますか。よろしくお願いします。

○議長（賀屋幸治） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） 議員においてはたくさんの要望をいろいろ集めていただき、ありがとうございます。

それでは、個別の要望について、私のほうでお答えいたします。

まず、Wi-Fi環境の整備につきましては、昨年度も要望しておりますが、今年度も

県に要望を続けております。

次に、冬場のトイレ利用につきまして、三倉岳の訪問者がたくさん冬場に利用することを想定しておらず、現状、三倉岳の駐車場にある多目的トイレのみの利用としております。今年度新たに凍結防止策を講じることになっておりますけれども、タンクからの配管自体が凍ることもあります。全てのトイレを一年中利用できるような対策をするには、根本的にタンクや配管など、さまざまな工事や修繕が必要となるため、広島県としてもすぐにはなかなか難しい面があるかと思っております。また、同じようにシャワーの設置やトイレの増設等も、同様の考えになろうかと思っております。

次に、キャンプ場についてでございますけれども、利用者が多い下側の第一野営場のほうから、少しずつ改修をするというふうに伺っております。

続いて、看板についてでございますけれども、こちらは市としましても、利用者が分かりやすい看板の設置を継続して要望しております。

三倉岳県立自然公園は自然そのものを満喫する施設であり、いつでも誰でも利用できる施設でございます。三倉岳県立自然公園協議会が施設の清掃など管理委託を受けておりますけれども、1年、365日、24時間施設を管理しているわけではないため、利用者のマナーやボランティアの協力により、施設の維持管理が成り立っているのが現状でございます。

一部の方々の迷惑行為などで、協議会の方々も困っていることもあります。また、利用者の方全てに満足できるような施設を整えるには、維持管理するための業務や費用も増えていくことになります。市としましても、たくさんの方々にお越しいただきたいと思っております。いただいたさまざまな要望を検討して、広島県への要望は継続していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（賀屋幸治） 藤川議員。

○3番（藤川和弘） ありがとうございます。引き続き要望活動をよろしくお願いいたします。でも、中でもやっぱり動いているのもたくさんあるみたいで、感謝します。

キャンプ場を整備していただいていること、分かりました。ありがたいのですが、ゲートを開めると、せっかく整備してもらってもキャンプ場が生かされないと思いますので、キャンプ場の整備と利用しやすい空間づくり、一緒に検討を、ぜひ、して行ってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

登山道にトイレの要望ですが、このたびの清掃活動の中で最も多く声が出ました。トイレを設置したい、でも、壁があるならその問題をクリアしていきたいと、私自身も考えております。以前は設置してあったんですから、今できないということはないと思うんですね。クリアするにはどうしたらいいんでしょう。

三倉岳県立自然公園は県の管理ですよね。三倉岳休憩所は大竹市の管理ですよね。トイレを市の管理で設置するとか、いろいろ方法を考えていただいて、三倉岳登山道のトイレの設置、考えてほしいと思います。トイレある・ないでは、安心感が違いますよ。特に女性の安心感、すごく変わってくると思います。

利用が少ないから造らないという考えをやめて、トイレがあるから三倉岳を利用して

ださいのほうが、今後の三倉岳の発展にもつながると思うんです。登山道にトイレ、もう一度、お考えを聞かせてください。

○議長（賀屋幸治） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） トイレでございますけれども、現在、トイレは、キャンプ場のところに3カ所あります。登山道のほうには今は、4合目と9合目にあったということでございますけれども、現状どれだけ必要かということ、ニーズも、議員からいただきました。

ただ、すぐ造るとかそういうことではなくて、どのようにやっていくかも含めて検討させていただきたいと思います。併せて県のほうにその要望を上げるかというようなことも含めて、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 藤川議員。

○3番（藤川和弘） ありがとうございます。まだ第一段階なので、すぐにとは言いません。でも、少しずつ市のほうでも考えていただいて、それで県のほうにも要望して行ってほしいと思います。

今年の3月に、先ほど市長の答弁にもありましたように、三倉岳で初めての第1回ボルダリング競技会が行われております。今年の11月にも第2回目、さらに規模を大きくして行われると、私、聞いております。今、三倉岳のキャンプ場に大きな動きが起こっております。今、ちょうどチャンスだと思うんですよね。今、若い人たちがせっかく動いてるんです。この波に乗らない手はないと考えています。また、この波に乗らなかったら、次の波はもう来ませんよ。若い人はもう今、どんどん少なくなっていますので、ぜひ、このチャンスを利用してほしいと思います。

そして、三倉岳のキャンプ場の整備は、マロンの里の活性化にも、私はつながると思っています。私も清掃活動に参加させていただいて、約90名と言いましたけど、実際多分もっといたと思います。友人とマロンの里に立ち寄ったら、清掃活動に関わったたくさんの方があそこで食事を取り、ソフトクリームを食べておりました。

三倉岳に人が集まるということは、やっぱりマロンの里の活性化、また、その付近の活性化にもつながると思っております。たくさんの方に三倉岳を利用してもらうために、今回大竹市民の方がたくさん立ち上がり、キャンプ場の清掃、登山道の清掃、長い時間放っておかれた4合目の倒壊トイレ、9合目小屋の撤去、これらの活動は登山道にトイレの設置や他の要望をかなえてもらうための要望活動です。重く受け止めてほしいんですが、この活動を、本市としてはどういうふうにお考えですか。

○議長（賀屋幸治） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） 今、御紹介いただいた若い方とかも、たくさんボルダリング等、三倉岳で活動していくということでございます。そういった活動につきましては、市としましても歓迎するところでございます。

そういったところに市としてどれだけ支援できるかということは、まだ現状言うことはできませんけれども、今後どのようなことがあるか検討させていただければと思います。

以上です。

- 議長（賀屋幸治） 藤川議員。5回目です。
- 3番（藤川和弘） 最後ですか。
- 議長（賀屋幸治） この1問目の質問は5回目ね。
- 3番（藤川和弘） ありがとうございます。

今回の清掃活動を重く受け止めていただいて、本市としてもこれからも利用しやすい三倉岳を目指してほしいと思います。三倉岳については以上とします。ありがとうございます。

続いて、晴海臨海公園です。

晴海臨海公園、魅力ある場所にして、市内から、市外からも御利用していただけると答弁いただきました。どうもありがとうございます。本市の晴海臨海公園は、他市町にない最高の立地条件がそろっております。今後とも立ち寄るまちづくりをよろしく願いたいします。

水広場ですが、改良や新たな整備を検討していただける御答弁もありました。どうもありがとうございます。私が子供の頃は、本市にも噴水がたくさんありました。よく水遊びしたもんです。今でも楽しかった記憶が頭に残っております。特に駅前の噴水はすごく楽しかった記憶が、今でも目をつぶると出てきます。

大竹市から噴水がなくなった経緯も、全てではございませんが、ある程度聞いております。水広場にできれば噴水を造っていただきたいのですが、維持管理費を考えるとなかなか強く言えないところもございますが、長く使っていくものにしたいので、簡単な仕組みでいいんです、維持管理費があまりかからない、水遊びできる場所で構いません。

子供たちは水があれば、思い思いの考えで遊んでくれます。子供たちは水があれば、笑顔になれるんです。子供たちは大竹市の宝ですよ。子供たちの成長のスピードはとても早いです。子供たちが水で遊んで楽しい時間は一瞬で過ぎていくと思います。少しでも早く子供たちの記憶に残る水広場、よろしく願いたいします。そして、1年を通して子供たちでにぎわう晴海臨海公園になるよう、よろしく願いたいします。

水広場を検討していただける御答弁をいただきましたので、水広場は以上にさせていただきます。ありがとうございます。

最後に3点だけ聞かせてください。

以前の一般質問でもさせていただいているんですが、晴海臨海公園の陰ですね。もうテーマになっていると思います。あずまや等の設置は検討中との御答弁をいただいております。今、どういう状況なのでしょう。

あと、キッチンカーもコロナの影響で止まっております。1回だけですかね、やられたと思うんですが、今後のキッチンカーの予定を教えてください。

3つ目に、これからの晴海臨海公園をたくさんの方に御利用していただくため、利用者の声を聴くアンケートボックスを設置して、御利用していただいている御家族や子供たちの声を聴いて今後の整備の参考にしたらいと、これは私の考えなんです、思っております。お考えをお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 3つほど御質問をいただきました。

まず、1点目、陰とあずまや等の設置の検討のことです。

担当課としましては、来年度、晴海臨海公園の西側エリアの駐車場とか周回園路の整備を計画しております。その中であずまやなどの配置を、全体のバランスを考慮して、再度検討しているところでございます。また、高木の植樹も含め、夏場の日陰の確保も検討していきたいと考えております。

続きまして、キッチンカーの取り組みについてです。

御質問がありましたように、昨年度試験的にキッチンカーの取り組みを2回チャレンジしたんですが、1回目は途中でちょっとやめた状況で、2回目はもうやる前から中止にしたという、公園自体を閉鎖したので、そういうことになっておりました。

これもやっていきたいとは思っておるんですが、来年度、今年度から取り組んでおります西側のエリアの工事の関係で、なかなかちょっと利用者の方に仮設通路を使っていたとかそういったことになって、安全にキッチンカーをできるような場所もちょっと難しいかもしれないと考えておりますので、この第三期整備の完了に合わせて、実施はしていきたいとは思っております。

続きまして、アンケートボックスの設置についてです。

晴海臨海公園に関する御意見につきましては、課の窓口や管理棟など、そして、文書や電話、メールを使って、遊具広場以外の公園全体の施設にさまざまな御意見、御要望をいただいております。こちらを参考にして整備、改良等に努めているところでございます。

藤川議員がおっしゃるように、確かにアンケートによってさらなる整備の参考になるかもしれませんが、限りある市の予算の中で、市全体の使い方も考慮する必要があり、せっかくいただいた意見が全て整備につながるものではないと思っております。そういった2点で、現時点としてはアンケートボックスの設置は考えておりません。

ただ、アンケートのやり方によって、例えばデータ分析、市外の利用される方がどこから来られているのかとか、何度目の来園なのかとか、滞在時間がどれくらいあるのかといった把握とか分析することもできると思っておりますので、市全体の活性化、それから、まちづくりに生かせるということでは、その中で自由意見として公園の整備の御意見をいただくこともあるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 藤川議員。

○3番（藤川和弘） ありがとうございます。今の状況がよく分かりました。

第三期整備が終わりましたら、また、再度いろんなことにチャレンジしていただいたり、今私が言ったキッチンカー等、御検討していただければと思います。

本日、晴海臨海公園の質問、全て子供たちの笑顔が見たいがために質問させていただいております。どうかよろしく願いいたします。そして、晴海臨海公園や三倉岳県立自然公園などの観光資源を有効活用して、今後ともまちの活性化につなげていってほしいと思います。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） この際、お諮りいたします。

一般質問の途中ではございますが、本日はこの程度にとどめ、9月7日の本会議に継続したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、9月7日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

9月7日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時23分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月6日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会副議長 網谷 芳孝

大竹市議会議員 日城 究

大竹市議会議員 細川 雅子